

賀茂注進雑記 第八 神領 官符并代々手次証文等 釈注

藤木 文雄

はしがき

神領(社領)は神社の経済基盤をなすものであるが、その形態、内容は年代により様々である。ことに賀茂社のような古社では歴史的変遷の跡は大きい。本文の釈注に先立ち一般に神領の歴史的変容の跡をたどり時々の概念を明らかにしておくことが理解に役立つはずである(瀬野精一郎編「日本荘園史大辞典」、菌田稔他編「神道史大辞典」、永原慶治編「日本史辞典」他)。

補注 1)社領の変遷のあらまし

- ① 原始神社：村落ごとがいわば社領で司祭者が領主(賀茂社は男性の祝が行政面を、女性の忌子が祭祀面を司る二重王権のかたち)として社領を管理していたが、大和朝廷の国家統一によって村民は部民(神部)になる。崇神天皇時に天社・国社をさだめ神部、神地を充てたとの伝えもある。氏人の寄せた神田もあった。
- ② 大化改新：公地公民制の例外として神郡が設けられた。伊勢神宮の度会・多気二郡(のち六郡)、鹿島・香取神宮の鹿島郡・香取郡、出雲大社の意宇郡、日前・国懸神宮の名草郡、宗像神社の宗像郡などがそれである。神郡の正税は社用に、郡内の戸は神部に充てるのが原則(神部の調庸田租は国司が監督して神社の祭祀・造営・調度に充てる<神祇令>、雜徭は公事に役す<『令集解職員令』>とあるが、実質は部民・神奴婢の性格)。
- ③ 奈良時代以降中世(神田・封戸、荘園・御厨)：奈良時代に入ると神社に一般的の封戸を充てることもあり(神封)、しだいに神部的になっていく(八幡神 1660 戸、伊勢大神 1130 戸、大和神 327 戸、全国 172 社で 4,876 戸<大同元年 [806] 新抄格符抄>)。

11世紀以降これらの神田、位田が荘園化する。魚介を供神する漁民たちから成る御厨、菜果ほかの土地生産物を供神する御園、などが荘園化する。【伊勢神宮】の御厨・御園 450 余ヶ所(神宮雜例集<13世紀>)。荘園号を帯びるのは春日、賀茂神社、石清水八幡宮の三社に多い。【春日社】は皇室、摂関家、藤原氏や興福寺領の所職などが寄進されたが本所は摂関家で室町時代には大和一国が春日神國とされ興福寺が進退した。【賀茂社】は大化のころ封戸 14 戸、神田一町八段が、8世紀半ばに分立した下社にも神田一町と封戸 10 戸が充てられ、長岡京遷都後に寄進があり、寛仁二年(1018)に下・上両社に愛宕郡四郷づつ八郷を、ついで寛治四年(1090)に不輸租田 600 余町づつが寄進され、中世には下・上社ともに約 70ヶ所の郷荘厨があった。【石清水八幡宮】は貞觀 2 年(860)年の勧請ののち、天慶 3 年(940)年の封戸は 25 戸だったが、10世紀以後荘園が増えさらに源氏の氏神とされて各地に勧請された社が社領となり鎌倉・室町時代には本家・領家職を合わせて 400 余ヶ所に上り、伊勢・賀茂に並んで三社領といわれた。

- ④ 神田の荘園化と太閤検地による没収：当初の社領であった神田は直営で神饌米をつくる御戸代田と、経費に充てる小作田があった。用途別に日供料田、朔幣田、年中行事田などとよんだ。社領は大化前代から伝來のものほか、朝廷・貴族・土豪などの寄進により成

り立っていた。平安時代、朝廷は社領莊園に不輸不入權(不輸は國衙の賦課する租や官物が免除される特權。不入は國衙や官衙の立ち入りを拒否しうる特典)を認めたので神社の莊園領主化が進んだが支配の形態は神社ごとに異なっていた。

中世鎌倉・室町幕府は神領興行・守護使不入(検断や課役徵収などを目的とする守護の使節の莊園立ち入りを國家が禁止した。戦国大名によって否定された)を命令して保護した。13世紀以後守護・地頭の社領横領は激しく、社領は著しく衰える。伊勢や熊野などでは御師の活動が全国的に展開し師壇関係は社領化してゆく。豊臣秀吉は検地を行い社領を没収、由緒ある社には改めて知行を給した。

⑤ 朱印地：江戸幕府は秀吉の方針を踏襲し新たに社領配分を行なって社領安堵の朱印状を給した。これを朱印領、正しくは朱印地という。国持大名が安堵する社領は黒印地といった。朱印状は將軍の変るごとに返納されその度ごとに新將軍が下付した。朱印領千石以上の神社は20社で五群に分かれる。第一群、伊勢神宮(42,000石)、春日神社(22,000石)、日光東照宮(10,000石)。第二群、石清水八幡宮(6,750石)、出雲大社(5,000石)、駿河東照宮(3,000石)、上賀茂神社(2,700石)。第三群、住吉神社(2,116石)、鹿島神宮・大宰府天満宮(2,000石)、二荒山神社(1,700石)以下略。であった。

⑥ 基本用語：【神田】：神社の永代所有地。記紀にくみとしろ)とあり、成立は大化以前。律令制では班田収受の対象外とされ輸租田ではあるが租はそのまま神社に入った。雇用による直営ないし賃租によって経営。収入は神税として貯蓄され、祭祀や神社の修造、神官の俸禄等に充てられた。

【封戸⇒食封】：律令制で上級貴族、寺社などに与えられた給与。起源は大化以前の部民制にある。品封・位封・職封・中宮湯沐・功封・寺封・別勅封(禄令による)の別があった。また、規格外に神封・院宮封もあった。封主に50戸(1里)を単位とした戸を与えた、その田租(令制下、田の面積に賦課される税。一反当り2束2把、収穫量の3~5%11/末までに郡家の正倉に納入。初鹿料儀札が首長への貢納税となり王權へのタチカラとなった。)の半分(後に全部)と調(令制下の税の一。海産など雜多な品目の中心は糸や布。正丁に対して次丁は二分の一、少丁は四文の一の負担。京)・庸(令制下正丁に賦課された税の一。歳役の代わりに布・米・塩・綿などを産物に応じて納められた。當初から物納が行なわれた。畿内の民は免除。庸物の用途は衛士・仕丁・采女の食料よ)等を収入としてあたえた。収入の不均衡を避けるため国司が封主に対して一定額の調・庸の納入を請負ったので封主と封戸の直接の関係はなかった。しかし、9世紀以降、封主が徵物使を封戸の在地や物資集積地に派遣して封物の徵収に当るなど封主の在地支配が進んだ。一方政府は国司(受領)の國務請負制度を進めてこの動きを牽制した。封主と国司の封物勘查の相互関係の中で食封制は機能し続けたが11世紀松から急速に進展する領域型莊園制によって封禄制度の実質を失った。

【莊園】：古代の初期莊園から中世には領域型が主流になる。典型が寄進地系莊園で在地領主の所領寄進によって成立。公領の郡司や郷司が公領を自己の所領を含めて住郷と称して院近臣などの貴族に寄進し、貴族らはさらに天皇・摂関家などに再寄進して莊園が立てられた。最初に寄進した在地領主は下司、寄進を中継した貴族は領家や預所、再寄進を受けた院などを本家として莊園を重層的に支配した。

【莊園領主】：本家や領家をいう。地頭・下司などの在地領主と区別している。莊園領主の権能はそれぞれの莊園の成立事情によって異なる。強い領主権では恒例・臨時の賦課や莊官の任免は当然として、下地支配、勧農、検断(犯人の捜査・処断の過程。犯人と係累や現場周辺の財物)などを伴

ったが、これらは興福寺や高野山などの膝下莊園に多かったのに対して、公家の莊園領主権は一般的に弱く定額の年貢・公事の納入を要求し莊官を任免しうる程度であった。

【莊園支配の体制】：基本台帳作成とそのための検注（領有者が徵税対象地と徵税請負者を確定し、官物・年貢・公事などを徵収するための土地調査）が支配体制の基盤。莊園の内部は除田と定田に分かれる。除田は莊園領主が予め年貢収集の対象外とした田地で、現地の寺社の給田や下司・公文などの莊官給田など。定田はいくつかの名に分割・編成された。名は年貢・公事の徵収単位で、その名に編成された百姓のうち有力者が名主に任命され、莊官の監督の下で課役の上納責任者とされた。年貢は米を中心とし絹・糸・布・紙・鉄など多様で、交換をへて納入されるものもある。公事は万雑公事ともいわれて、きわめて多様な内容である。莊園領主側の年中行事にあわせて納める農産物や器物が定められていたり領主の必要によって賦課される人夫役などもあった（公事を負担することは行事への参加権の象徴でもあった）。莊園は重層する複数の所有者によって支配されたが下地中分（下地を本所と地頭の和與や判決で分割して以後の争論を避ける）や年貢請負などを通じて錯綜した支配が整理され一円的に支配されるものが増えてくる。畿内の莊園では地下人による年貢村請（地下請）など近世村落の原型が現われてくる。応仁の乱後、莊園の多くは莊園領主の支配力の及ばないものになるが、畿内の莊園はさらにあとまで存続したものが多い。莊園は豊臣秀吉の太閤検地や石高制で名実ともになくなつた。

【御厨】：古代・中世、天皇をはじめとする貴人の供御、または神の神饌にあてられる魚介類などを貢納する所領。天皇家・摂関家のほか神社では伊勢神宮や賀茂社に見られる。伊勢神宮の御厨は伊勢を中心に龐大な数に達した。

【供采人】：供采人とも書く。神社の祭礼・神事のために魚介類を貢進する漁民。神領である御厨に所属しており、賀茂社や伊勢神宮の例が知られる。その貢進する船を供采船という。天皇に貢納する人々は供御人と呼ぶ。貢納と引換えに給免田を与えられ課役を免除され、関や津の自由通航権を認められ広汎な流通活動に従事した。中世前期の商業活動の担い手となつたが中世後期には天皇家の衰運とともに衰微して座商人などに取つて代られた。

本文釈注

本文は 1 神領設定の官符など 2 神領安堵状 3 制札 4 朱印状(含別朱印状)に分れる。

1 神領設定の官符など

1) 「社務記」 聖武天皇天平二年御戸代田一町宛奉る～加増一町：この社務記の記載は史実と思われない。社務記は正式には「社務補任記」（京都大学文学部蔵、幕末の片岡祝鳥居大路静平が嘉永年間の頃書写。翻刻された須磨教授によれば原本は応永年間末頃かとされる。）。初代禰宜男床の記事にこの文がある。社務記は男床を、生まれたところ分らず、虚空から松枝に乗つて飛來した者であるとするし、大化2年に禰宜に補し天長2年卒で179年に亘つて在任したとする。清茂の注、続日本紀にこの記事がないとの疑惑は正しい。後の下社の禰宜弘雄の奏請状から述作したと思われる。井上光貞氏が正確な史実を考証されている。

鴨県主久治良の戻付に「古(右)人時、神戸十四烟神田一町八畝丁□□□年充奉」と「賀

茂神官鴨氏系図」にあるのが賀茂社が大化改新で官社として神田を給与された初めとされる(この系図の天平 18 年以前の部分は下社の分立前の記事で神社も人名も上社に関するものである)。久治良は同じ尻付に「小治田朝、岡本朝飛鳥板蓋朝殿寮、難波長浦朝祝仕奉後略」とあり、推古、舒明、皇極各朝(593~642 年)に殿部を勤めたのち、孝徳朝に祝となっている。彼の名に頭記する大山下の冠位(位階制の六位相当)も孝徳朝大化五年(649)のもの(年 2 月条)。従って「右人の時」は紀の大化 2 年(646)正月条の改新の詔をうけての事と思われる。なお、一町八畝は一町八段の後世の改竄(同じく改新詔に田積は 30 歩×12 歩を一段、十段を一町と定めている。畝という単位は存在せず江戸幕府の定めたものである)。

この本文が述作される元となった記事は清茂注にある続後記(続日本後記の略)承和 15 年(848)2 月辛亥条の引用文の通りである。これを奏請したのは当時の御祖大社禰宜弘雄で、「去天平勝寶二年十二月十四日、奉充御戸代田一町自爾以降未被奉加、因茲年中用途乏少、請准別雷社加増御戸代田一町、勅許之」(下社は天平勝寶二年(750)十二月十四日に御戸代田一町を頂いたまま加増がなくこれでは年中の経費が不足する。別雷社に准じて二町に増やして欲しい」と加増を請い許された。別雷社に准じてとは先の久治良のときの一町八段(二町)を指しているのであろう。この続後記が念頭にあって天平二年十二月十四日が誘導され、「このとき一段を頂き、次に年中神事用途乏少之由申請に依り一町加増云々」と合計二町に辻襷を合わせたと見られる。この考えが何時しか当事者に固着して久治良の尻付の一町八段がこれも江戸時代に一町八畝に書写の過程で辻襷合わせに改竄されたと思われる。いま上社の由緒略記や年表に天平勝寶二年に御戸代田一町を給わったと書いているのは下社と取り違えた誤りである。

2)神戸十四烟：本文から逸脱するが、ついでながら久治良の尻付にある神戸に触れておく。ここにある神戸は補注 1)の封戸や食封と同義と読むべきであろう。まず、賀茂神官系図と離れて別の史料を見る。新抄格符抄神祇部に引く大同元年(806)牒と小右記寛仁 2 年(1018)11 月 25 日条である(この記事は愛宕郡八郷寄進に関連したもの)。烟は戸に同じ。約 20 名。大同元年(806)牒 [新抄格符抄神祇部所引]

鴨御祖社封戸・廿戸 [山城十戸・丹波十戸]	若雷神封戸・廿四戸 [山城十四戸・丹波十戸]
丹 波 十戸 [新抄格符抄・天平神護 1・9・7]	山城・丹波十四戸 [小右記 寛仁 2・11・25 条初、被奉得封上下牒] 社之時、上御社 14 戸、下御社 10 戸
山城愛宕郡十戸 [続日本紀延暦 4・11・25 条]	山城愛宕郡十戸 [同左 賀茂上下社充愛 若部封各十戸]

上表で小右記の初め上御社 14 戸を奉った時期は示されていない。この 14 戸が賀茂神官系図の久治良の尻付にある神戸 14 烟を指すとすると、「初」とは賀茂社が大化改新で官社とされ久治良が賀茂社の祝に任じられた時期を意味することとなり、その時また神田約二町をも給与されたと解され総てが整合的に理解できる。逆に格符抄や小右記の記録からはからずも久治良が祝に任じられた賀茂社とは上賀茂社であることになる(なお上社の初 14 戸とは山城四戸、丹波十戸であったことになる)。久治良の譜「肩書:大山下。尻付:小治田朝、岡本朝、飛鳥板蓋朝、殿寮、長浦朝祝仕奉・斎祝子淨刀自女合七年、古人時神戸十四烟神田一町八段丁、年充奉」。長浦朝の丁年は丁未年しかなく、神戸十四烟と神田約二町の支給は丁未大化三年のことと確認される。

3) 承和十一年(844)十一月四日 太政官符(類從三代格所引「応ニ鴨上下太神宮辺河汚穢スルヲ禁制スペキ事」)：清茂注に嵯峨天皇云々とあるが本文通り仁明朝の事が正しい。「賀茂県主広友等申請ニ依リ下サレタ官符」である。申請はこの官符の文の「解ヲ得テ爾ク中略仍テ申送ル者バ」に引用する文がほぼそれに相当する(統日本後紀承和十一年十一月壬子条、清茂頭注の通り)(広友：鷗上下太神宮禰宜とあるように両社の禰宜を兼ねていた。鷗県主真義の孫、同氏主の三男で鷗御祖大社禰宜の弘雄(前注一所出)の従弟とする説がある(鷗居大路家紀宮系図など))。学者は中世の非人身分の淵源がケガレとキヨメの意識の肥大化にあるとするが、天皇と並んで京域からの死穢の放逐に強く関わったのが賀茂の神であるとし、この申請文と官符をその典型を示す一例とする(大山義平、「中世の身分制と国家」(日本中世農村史の研究; 岩波書店 1978))。以来、「故北芹生峠其ノ辺リ静原・小野郷等 牛馬猪鹿之死骨ヲ取棄テ、堅ク人ノ死骸ヲ葬埋スル無キ之旧式ニ違犯セズ 而シテ山頂水流之外地ニ持越シ今ニ至リ相守ルモノナリ」と示す賀茂川上流北山の村々の旧式(即)は近世まで守られてきた。

この禁制の意味は聖域としての禁野、禁河の範囲を限ることによって王臣家や百姓の進入を規制するという賀茂社の神威に名を借りた実効的地域支配の意味もかねるものであろう。後の不輸不入の権能の一つ。【王臣家】：9～10世紀に台頭した貴顯の家政機関のこと。この時期活動が活発となりしばしば国家支配を妨げる存在として禁制の対象となった。この頃在地社会で富豪層が台頭し王臣家は彼等と結んで初期荘園を乱立させた。正確には院宮王臣家といい、院は太上天皇、宮は春宮坊と中宮職、王臣とは1～4品の親王・王、正一位～従三位までの官人で、彼等に國家が与える家政機関をいう(吉川真司「平安京」(日本の時代史 5; 吉川弘文館'02))。

4) 承和十一年十二月二十日 太政官符(類從三代格所引「応ニ神戸ノ百姓ヲシテ鴨上下太神宮辺河原並ビニ野ヲ護ラ令ムルベキ事」)前記、11月四日付官符をうけて禁野・禁河の範囲を示すべく、社地の四至を定めて侵入を排除させるとの官符。山城国庁この符を請けて解を以って愛宕郡司に仰せて(命じて)禁野・禁河の守護をさせようとしたが郡の僕丁(令制下の正税の一、戸に課する労役で庶役と雖稱をい)が少く、代りに神戸の百姓をもって警護に当らせた。荘園化の階梯となる。【槐機下ノ里】愛宕郡の条里の一つ。槐機里が上下に分かれていた。所在不詳(面積毫町(10段=3600歩)を36集めた正方形の範囲。本来番号で呼んだが、山城国では固有名詞を付した)。【梅原山】神山の北界市原との間の山。北は主殿寮領。

5) 清和天皇貞觀六年(864)3月14日勅旨田45町9段70歩寄進(社務記・系図)

賀茂社にとって最初の大規模荘園の寄進記事である。但し清和天皇貞觀六年には異伝がある。永正4年(1507)社家言上状案(賀茂注進鑑記)は「つの国米谷庄はもんとく天皇御むさうのづげより御ぎしんの地」と記している(文徳天皇在位: 851～858年、仁寿、齊衡、天安年間)。社務記・古系図の記録はこの本文と末尾の表現が異なる。両書とも「被寄進聖神寺之佛聖供燈油料」とし、これが実態であったのだろうが幕府への慮りで「被寄進于賀茂社」と変えたとも考えられる。

【勅旨田】：勅旨開田の略称。延喜二年の官符によって百姓の生活を妨げるとして勅旨開田と院宮王臣家の土地集積が停止され、対象の荒廃田が寺社・百姓のものならば返還することを定め(延喜2年(902)3月13日太政官符)、国司が内蔵寮や院宮王臣家の家政機関と結託して荘園化を進めるのを阻止した。勅旨田の性格については公・私の両説があるが、天皇(太政天皇・太皇太后)

の御料田である(吉川真司)。時の太皇太后は嵯峨天皇后橘嘉智子。【摂津国河辺郡山本郷蕨野】: 山本郷は旧河辺郡八郷の一。現宝塚市米谷一丁目から北へ賣布神社(祭神はもと貴布禰大明神、享保年間に式内売布神社に比定、同市売布山手町1-1)にかけての一帯。米谷(舞谷とも)庄の存在は社務記、古系図、寿永二年頼朝安堵状、永正4年言上状などの記録があり、現地には15世紀頃の賀茂との往来の記録や16世紀の検地帳も残っているが(宝塚市社会教育課)、当時の摂津一国の土地状況を示した攝津国租帳(平安道文補46号、「中右記」紙背文書として九条家)には勅旨田計304町を数えるが何故か同庄や賀茂社の名は見当たらない(吉川真司)。

6)後一条院御宇被寄山城国愛宕郡於賀茂上下神領事: 寛仁元年(1017)の愛宕郡寄進の勅旨を記す。これが翌二年の愛宕郡各四郷の寄進に具体化し、四郷は後に賀茂別雷神社境内六郷に再編され太閤検地に至るまで永く賀茂社神領の中核として続いた。【或記】: 小右記。藤原実資(957~1046、右大臣、祖父は摂政関白太政大臣実頼。博学と見識によって道長・頼通にも一目置かれる存在)の日記、別名野府記。天元5(982)~長元5(1032)までの記事が現存。摂関政治全盛期の中央政界の状況や政務運営の様子を詳細且つ正確に記述。【時刻】: 点は一刻の1/5、24分。10時48分。【南殿】: 紫宸殿の別称。【反閑】: 陰陽道の秘法、天皇貴人が神拝、外出時、陰陽師が四股を踏んで千鳥に歩くのに従って貴人もこれに習う。邪氣を封じる呪法。【大将】: 近衛大将、左右の近衛府の長、従三位相当、通常大納言・中納言の兼帶。左ノ次將、左近衛中将又は少将。【母后】: 藤原彰子、道長の娘、上東門院。【御祈願宣命記之】: 寛仁元年十一月二十五日賀茂行幸時の宣命。八ヶ郷寄進の動機と神領設定の経緯を詳しく述べている重要な文献。論旨に従って理解の便宜上仮に七項目に区分しておく(部立・書下し文責筆者)。

『天皇我詔旨止(すめらみことがみことのむねと)掛畏岐賀茂皇太神乃広前爾恐見恐見毛申賜依止申久(かけまくもかしこきかもすめおほかみのひろまえにかしこみかしこみもまをしたまへとまをさく)、

①年来乃間令祈願給倍留事在利(としごろのあひだきぐあんせしめたまへることあり)、然毛久驗冥助相通天其驗昭然奈利(あきらけくみやうじょのしるしあひつうじてそのあかしあきらかなり)、恐由乎報賽世之女給者奉止所念行奈年(おそれみのよしをほうさんせしめたまはんとおもほしてなむ)。

②故是以吉日良辰達撰定天(かれ、これをもてよきひがらをえらびさだめて)金銀乃御幣仁錦蓋、飭劍・平劍・唐組平緒・御弓・御箭・御鉢・御鏡并種々神寶・音楽・走馬・東遊等遠相並天唱進利天行幸給布(こがねしろがねのみてぐらにきぬがき、かざりつるぎ・ひらつるぎ・からくみひらを・おゆみ・おんや・みほこ・みかがみならびにくきぐさのみたから・おんがく・そうめ・あづまあそびをあいならべていざなひまつりてみゆきしたまふ)。

③又前年に愛宕郡一郡奈加良可奉寄之由達令祈申給依利(またさきつとしにをたぎのこほりひとつこほりながらよせたてまつるべきのよしをいのりまをさせたまへり)、

④而件郡内爾所在呂或帝王城都或明神領地、是万代相伝之處奈利、曾非一人自由之地爾、(しかしるにくだんのこほりのうちにあるところあるひはおほきみのみやみあるひはあきつか

みのみふ、これよろづよあひつたへしところなり、かつてひとりじゅうのつちにあらず)、
仍南者皇城乃大路乃同末限天東波郡界至末天、西波大宮乃東大路乃同末乎限天、北波郡界仁至
末天奉寄給(よりてみなみはすめらみやみのおほじのおなじすゑをかぎりてひむがしはこ
ほりのきはにいたるまで、にしはおほみやのひむがしおほじのおなじすゑをかぎりて、
きたはこほりのきはにいたるまでよせたてまつりたまふ)。

⑤但此内爾有凌室歲冰之邑利、是又百王之職事奈礼波難致一時改易之、縱在神郡内止毛可除
此一邑之(ただしこのうちにむろのくらひのむらにかゝぶるあり、これまたひゃくおうの
しきじなればひとときにかえあらためいたしがたし、たとひかむのこほりのうちにある
ともこのむらひとつぞくべし)、抑上下乃御社仁件郡乎平均仁奉分給倍之、然而毛田圓鄉邑
乃數忽以難決之、追以後日天各可奉界之(そもそもかみしものみやしろにくだんのこほりを
ひとしなみにわかつたてまつりたまふべし、しかれどもたどころさとむらのかずたちま
ちにきめがたし、おひてのちのひをもておのもおのもしきりたてまつるべし)。

⑥皇太神此状達平久安久聞食天弥垂感應礼天(すめおほかみこのおもむきをたひらけくやす
らけくきこをしていよいよかんのうをたれて)、天皇朝廷達宝位無動久常磐堅磐仁夜守日
守仁護幸倍奉給比(すめらみことのみかどをたかみくらみゆるぎなくときはかちはにゆふ
のまもりあさのまもりにまもりさきはへたてまつりたまひ)、四海靜平仁万民安樂爾之天水
旱飢疫乃難達未兆仁払退介(よものうみしづけくたひらかによろづのたみやすらかにして、
ひでりうゑえやみのうれひをいまだきざざるにはらいのけ)、農園蚕養之業達毎年爾豐爾
登之女天(たづくりはたつくりこがひのわざをとしごとにゆたかにのぼらしめて)、唐堯仁同
徳之(もろこしのぎょうにめぐみおなじくし)、漢文仁名比天(あやのふみになたぐへて)、叡
慮乃尅念爾無違久必然爾護惠奉給倍止恐見恐見毛申賜波久止申(おほみこころのさだめにたがふ
なくかならずあきらかにまもりめぐみたてまつりたまへとかしこみかしこみもまをした
まはくとまをす)。

⑦辯別天申賜波久止申(ことわけてまをしたまはくとまをす)、皇太后毛同久共爾參給倍利(おほ
きさきもおなじくともにまみりたまへり)、冥助不空須感應暗至天后園之月長久明仁母儀之
風弥芳之天万歳千秋末天仁夜守日守仁護幸倍奉給倍止恐見恐見毛申賜波久止申(みやうじよむな
しからずかんとうそらにいたりてきさいかこみしつきながくさやかにははぎみのかたち
いよよかぐはしてちよろづよまでにゆふのまもりあさのまもりにまもりさきはへたてま
つりたまへとかしこみかしこみもまをしたまはくとまをす)。寛仁元年十一月』

書き下し文によって文意は大略明らかであるが以下に各段の大意を示す。

- ① 段:【年来間令祈願事】: 年来即位を祈願していた。【駿冥助相通・其駿昭然】: 前年(1016)
神助の靈験で願いが通じ即位実現。【報賽恐由所念行】: 授った福にお礼の参詣をしたい。
- ② 段:【以吉日良辰撰定行幸】: 行幸は絢爛たる金銀錦の御幣物と走馬・東遊などの催物。
- ③ 段:【前年愛宕郡一郡可奉之由令祈申】: 前年から愛宕郡全郡を挙げて神郡として寄進する
と発願していた。神郡は伊勢国度会郡・多氣郡(伊勢神宮)、出雲国意宇郡(出雲大社)、
筑紫国宗形郡(宗像神社)、常陸国鹿島郡(鹿島神宮)、下總国香取郡(香取神宮)、安房国安

房郡(安房神社)などに例。御一条天皇は幼少で実態は皇太后上東門院・藤原彰子の発願。

④段:【帝王城都】:郡内に大内裏がある。【明神領地】:平野・吉田・北野の各神社。【曾非一人自由之地】:かつて一度も一社一人の領地となったことはない。摂政道長が一郡の神領化に難色を示している。【仍中略奉寄】結局一条大路(皇城之大路)以北、郡北界以南、東大宮大路以東、郡東界以西に限られた(摂政道長が難色を示し実資などと相談してきめた。経緯は小右記に詳しい。なお、須磨千穎「賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究」、大山喬平「中世の賀茂六郷」など参照)。

⑤段:【此内有凌氷邑、為百王之職事而難致一時改易之、可除此一邑】:小野氷室[左京区上高野]やその徭丁代田などの主水司領がありこれらは百人の王に供すべきもので一代の事でないと批判が出て外された(小右記、大山喬平「中世の賀茂六郷」など参照)。【田圃郷邑之数忽以難決以後日各可奉界】:上下社の配分は平等にしたいが田圃郷里が多く入組んでいて直ちに境界を決められないので後日決する。

⑥段:皇位無窮、四海静平、五穀豊穣の祈願

⑦段:母后への神助の祈願

7) 寛仁二年(1018)十一月二十五日 民部省 太政官符(左承抄所引「応二山城国愛宕郡捌箇郷ヲ以ッテ賀茂太神宮ニ寄セ奉ルベキ事」):昨年の賀茂行幸祈願に示された神郡として愛宕郡一郡十三郷を寄進する勅旨は難航が予測されていたが一年の糸余曲折の揚句に八郷の寄進となって具体化した。摂政道長が慎重論を述べ諸官司・諸卿、関係寺社の利害調整の結果決定された。【四至】:前年の宣命に記する範囲に同じ。

【各郷の位置関係】:右図は岸俊男教授による古代愛宕郡所在の復元試案(同教授「山城国愛宕郡考」(日本古代文物の研究)1989年)。この位置関係とすると下社の栗野郷、上社の錦部郷は散在神領となり、一円支配には支障を生じる。須磨教授は錦部郷を後の中村郷、岡本郷の境界辺(中世の検地帳に「にしこり」「西コリ」の地名があり、現上賀茂向郷手町が相当、これが古代の錦部郷とされる)、栗野郷を松ヶ崎辺と比定され通説とは異なる見解(須磨千穎「賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究」)。

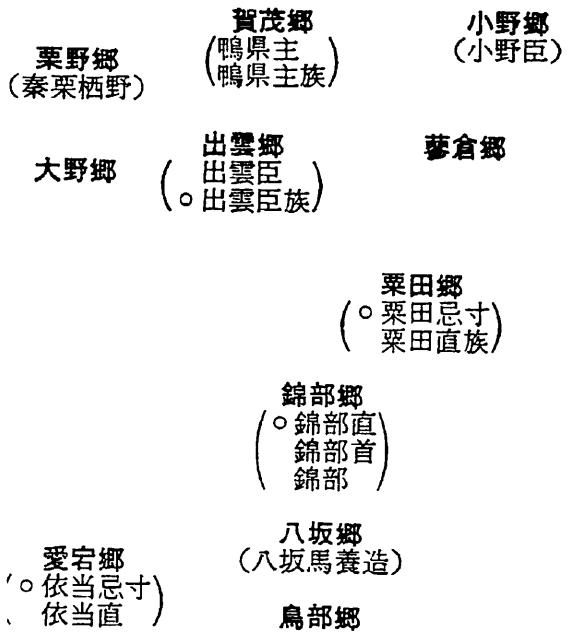
通説は錦部郷を東山三条古川町辺に比定

(東寺文書・山城国珍皇寺領坪付案)に「錦部郷六条古川里」とあり、古代の条理制から比定、また「中右記」は「愛宕郡錦部郷吉田村」記すのでこの辺まで含む)、また、栗野<久留須野・和名抄>(後栗栖野)も古記録から紫野、鷹ヶ峰に続く一帯とし、(延喜式木工寮(栗栖野瓦屋西賀茂瓦窯跡、幡枝)栗栖野瓦窯跡、延喜式主水司(栗栖野水室)など)須磨説は寄進

のあつた古代末の記録と矛盾しており、その後神社の都合で境内六郷への再編と一円支配

の進んだ後の中世の一時期の断面を示すに過ぎぬとする(大山喬平、同旨、林屋辰三郎、村井康彦編、下坂守執筆、日本歴史地名大系27「京都市」)。賀茂郷が川上・岡本、大野郷が大宮・小山の各二郷に再編されて平安末から鎌倉初期にかけて境内六郷が成立する。この間一円支配に向けて交換分合が行なわれたのである。【社領指

愛宕郡内所在郷の位置関係図



岸俊男「山城国愛宕郡考」(日本古代文物の研究)より
過ぎぬとする(大山喬平、同旨、林屋辰三郎、村井康彦編、下坂守執筆、日本歴史地名大系27「京都市」)。賀茂郷が川上・岡本、大野郷が大宮・小山の各二郷に再編されて平安末から鎌倉初期にかけて境内六郷が成立する。この間一円支配に向けて交換分合が行なわれたのである。【社領指

定除外の規定 1】：「神寺所領、及斎王月料、勅旨(勅旨田<天> みそろしきいじ はにがわ 高野)、氷室徭丁、陵戸等田、并左近衛府馬場、修理職瓦屋」は「任旧跡不改易(旧跡に任せ改めず)」。

主水司の氷室は山城丹波に六ヶ所あり、山城の六ヶ所は愛宕郡 5、葛野郡 1 [徳岡氷室、右京区御室]。愛宕郡の 5ヶ所は小野 [上高野、北区西賀茂]、土坂 [北区西賀茂]、石前 [北区衣笠、北区西賀茂]、栗栖野 [北区西賀茂] すべて上賀茂神社に近接している (佐伯有清、鶴氏主の系図)。一邑とあるが五ヶ所共をいうと解される。それぞれ氷室預が管轄し氷は徭丁 (公民が負担する労役の韓基<一戸年 60日>に従事する者) が運搬。陵戸は治部省の諸陵司に属し天皇陵などを管理した。贱民とされたが口分田を班給。

また、官営瓦屋は少なくとも西賀茂、幡枝、東小野の三ヶ所に遺跡が残る。西賀茂は角社、醍醐森、蟹ヶ坂、上ノ庄田 (河の刻印の瓦が出土、河上瓦屋跡か) の広い範囲に展開する瓦窯群。幡枝は須恵器から瓦までを産する。「栗」の刻印があり延喜式木工寮の栗栖野瓦窯と目される。上高野にも小野瓦屋があった。西賀茂と幡枝とも飛鳥時代から 12世紀に及び共に式内栗栖野瓦窯とする見解がある。修理職は令外の官で木工寮を引き継いだ。

【除外規定 2】：「加以って」(これに加えて)「延暦寺領八瀬・横尾両村田畠等」は「代々国宰以租税宛禪院之燈分(代々国司が租税を以って寺院の燈料に宛がっている)」「令住人勤彼寺之役者(住人はその寺の役を勤めているという)」。「久作佛地(久しく佛地となる)」ので「何為神戸哉(いすくんぞ神戸となさんや・どうして神戸にできようか)」。「或又公私相伝之地自歴年紀、難轍停止(あるいはまた、公私相伝の地は自ずから年紀(公文)に歴で、轍(先例)を停止し難し)」。**【除外規定 3】**：「且至于戸田治田造畠等者、社司領主共檢公駿租分令納於社、地子可免本主」。(さらに戸田 (家屋と地)、治田 (開墾した田地、有力百戸)、造畠等に至っては、社司と領主が共に公駿(公認の光貢駿)之租(田租、律令制で口分)分を檢(徴税)し(たうえ)、社納令しめ、地子分(地代と賃借料)は本主免ずべし)。

【完全な社領】：は結局以上三つの例外を除いた「田地・官物・官舎等は自今以後悉く神領とする」(元からの知行地の神山と葵採取の山以外の山林は除かれている)。**【社費一切の負担】**：「社費一切は神領からの応輸物で永久に充てる」こととなった。すなわち、恒例祭礼・神殿・雑舎料・上下枝属神社(枝末)・神館・神宮寺等の修造及巨細之料(細大もうさぬ)。**【神社の性格の変化・公社から荘園領主へ】**：社領内に限っては従来国司に属していた権限や仕事が大幅に神社(社司)に移され「只、年来国司所行之例を以て社司同じく行なうべき也」(小右記)とされた。まさに歴史的な転換をもたらした (須磨前掲書、同)。 (此時禪宜茂忠<禪宜忠成一男>、祝茂延<茂忠三男・但古>)。 (系図には黄布禪々宜、祝は元信・或本祝部氏)と注記。

8)御膳料相定事(「寛治三(1089)年十二月二十四日・同四年(1090)正月廿二日 社務記」・「同年三月二十六日遣使神膳調進事 百鍊抄」)

【御厨の設定】：御膳(= 神饌)を貢進する料地にかんする一連の記録。即ち、「宣旨上下社ニ下サレ長日御膳料庄々等寄セ奉ラル」との寛治四年正月廿二日の社務記が中心。御膳料庄々とはいわゆる御厨のこと。これは、前年末に本社と大田社の神膳の事を定めたと上申したことが発端とされる。元来神供は一定の神戸を定めて供進されていたが、ここに改めて御厨設定の宣旨を下され神膳の様式を整え、料地も四至を画して整備を図ったと思われる。社司等之膳とは、元来、族(うから)が集うて斎庭を設けて神の御現れを請願い神饌を供えて神をもてなし慰め神・人が共食し和合一体となる古来の祭の伝統を継承するもの。3月 26 日の百鍊抄の記事は当日以降「朝廷が遣使して神膳を調進することが賀茂大神の神託で始

「また」とする。朝廷による御厨の設定と表裏の関係に立つと思われる。社務記は神主成經の任中とする。百鍊抄：(冷泉天皇安和2年(969)から龜山天皇正元元年(1259)までの編年体の史書。公家の記録を素材として鎌倉時代に成立、全17巻。編者不詳)。

【賀茂御祖神社の新史料・新撰勘用記<鴨社権櫛宜家文書>】：最近この寛治3年末から同4年3月に至る一連の経緯を示す新史料「新撰勘用記」(櫛宜惟季解・宣旨)が紹介され(生島暢「下鴨神社文書・新撰勘用記について」1993)、前記記録のより詳しい内容が判明している。この史料が寄進系莊園・御厨立莊・院政初期の立莊形態の契機を解明する研究の基礎となっている(川端新「莊園制成立史」の研究)思文閣2000。川端氏の研究による立莊過程を図示すると以下のようになる。

(賀茂) 諸国私領寄進募集 → (賀茂) 応募私領券文朝廷提出 → (朝廷) 不輸田寄進社領莊園立莊 [朝廷の神供料相折設定]

これは莊園の立莊が朝廷側から一方的に選定されるという従来の理解を覆す。

寛治の賀茂社領寄進は、国司による済物未進が著しくなるなかで、朝廷が主体的に莊園を国家の給付として認定するようになる画期で、院政初期の立莊形態の発端となった。

社務記の3年末の御神膳を相定むる事これを申上げるのが上図の第二ステップにあたり、4年1月の宣旨を下されて庄々等寄せ奉らる第三ステップとなつた。

賀茂社側の、大社寺として新たに莊園を拡大し、莊民を供祭人・神人に組織して年貢・公事の収取による独自の財政基盤を安定的に確保せんとする動きに、莊園を寄進という形で公認して社寺勢力を傘下に收め統制しようとの院政権の政治目的とが合致した結果である。

9) 賀茂御祖別雷二社被奉不輸田六百余町 又分置御厨於諸国（「同年七月十三日 百鍊抄」）・賀茂託宣御馬飼事等定申（「同七年(1093)五月八日 百鍊抄」）

【不輸田600町・御厨の分置】：前記8)の動向を一層確定的にしたのがこの上下社に不輸田各600町余と諸国御厨の分置である。これに先んじて寛治3年11月12日には遠江国浜松莊内岡部郷や比木莊外三莊が寄進されていてこれが十二月二十四日の上申となつたとも解される。不輸田各600町には上社の莊園22ヶ莊(この各莊の具体名は後の頼朝安堵状で触れる)、下社の莊園19ヶ莊が含まれる。また御厨は上社の安曇河御厨や下社の安曇河、伊保崎、牛島、内海、江島など9ヶ所が含まれる。神税不足のゆえ御供田として御膳に供す、とあること既に見た通り。安曇河御厨などからの養の水産物進上は後に境内六郷の御棚会神事の神饌などの形に転化する。

【神社の性格と神事の変化】：寛仁二年の諸郷寄進に始まり、寛治四年の諸莊御厨の寄進は賀茂社の性格に二つの画期的变化をもたらした。第一は膝下の直轄所領が形成され永く最重要の財政基盤となつたこと。

第二は過去400年にわる朝廷の定めた封戸・神田という律令的基盤が無くなつたことを意味する。それまでは社殿の造営修理は国費で賄われ、また、神料は大化年代の神田一町八段、神戸14戸に始まり直近には約110戸と50町歩に及んでいたが、その封戸・神田から国郡司が徵収する封物で賄われてきた。これが直接支配する所領の収取で国費によらず自前で運営することになった。このことは神社の神事の形をも変容させることとなる。まさに中世的権門への道の入り口に立つた(須磨、大山前掲書)。

【賀茂託宣御馬飼事等定申】：この寛治7年5月8日の百鍊抄の記事の意味は、この年寄進された賀茂競馬会の十番二十四の馬料を負担すべき荘園を託宣によって定めたと解される。ただ、同じ注進雑記の祭礼の部には馬料を寄せられとあって寛治4年寄進諸荘とは別のような書き方であるがせ荘の名は寛治四年の立荘のものだからである。また引用する江記の意味は不詳、後考にまつ。

補注 2) 境内六郷の成立

寛仁年中に賀茂別雷神社領となった賀茂・小野・錦部・大野の四郷は、中世になると史料上に境内六郷として現れる。すなわち、河上・大宮・小山・中村・岡本・小野の六郷である。何時しか四郷が六郷に編成替えされたのである。山間の地の小野郷には変化が少く、賀茂・錦部・大野の三郷が五郷に分割再編されることになる。境内六郷の成立に関しては須磨千穎氏に詳しい研究がある（「賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究」、「賀茂別雷神社の御結鎮錢について」〈アカデミア47・48〉）。以下須磨氏の見解を主に、戦前境内六郷を学問の場で初めて取上げた京都大学の清水三男氏（「山城国上賀茂社境内六郷」〈日本中世の村落・1942〉所収）の学統を継ぐ大山喬平氏の見解（「中世の賀茂六郷」〈ゆるやかなカースト社会・中世日本〉2003）を以って補いつつ説明する（公文書初見は「永正二年(1505)室町幕府奉行人飯尾元之・松田長秀連署の奉書「賀茂社領境内六郷并諸神田以下所々散在之件」）。

【初出史料】：六郷制の成立時期については確かな記録はない。史料上は「賀茂旧記」元久三年（1206）正月条の『代官禰宜重政、十四日の御たな一、代官のもとへつかひす、小山郷』が初出で六郷の成立はこれ以前になる。同じく、承久三年（1221）正月条にも『正月十四日の御結鎮田、反にせに百文^錢つつをあてて、五郷にはいふんしわけてす以下略』と正月十四日の御棚会神事と五郷の御結鎮錢分担の様子を具体的に記録している。

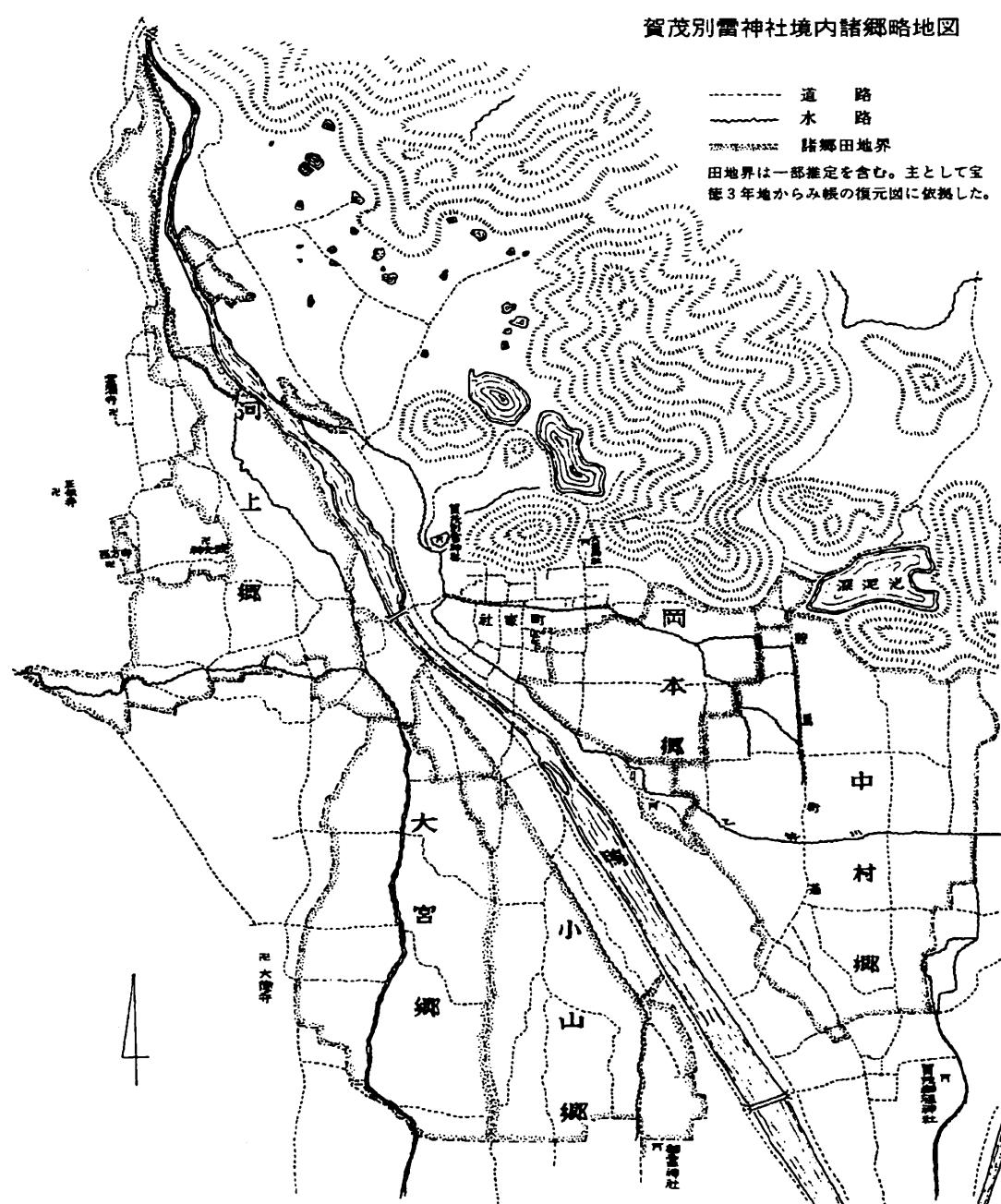
一方、60年後の文永三年（1266）正月の主水司冰室田注進状（広島大学蔵・室文書）には、小野・錦部・大野の郷名が記されているので六郷はあくまで賀茂社内部の社領支配上の必要に基づくもので、国のレベルでは元の和名抄の郷名が依然用いられていた。

【六郷制の成立時期と御棚会神事・御結鎮錢】須磨氏は六郷制の成立は御棚会神事とその費用としての御結鎮錢の五郷への段錢賦課と緊密に結びつくと指摘され、その始まりは寛治四年（1090）の諸国荘園廿二カ荘と安曇川御厨などの寄進が契機となったのではないかと推測されている。前記のように百鍊抄寛治4年3月26日条の『自今日始調備賀茂社神膳』の記事の含意は重要でこれを追認する形で諸国の荘園・御厨が寄進されたのである。承久三年の上記の旧記の記事も明らかに御棚会神事と六郷御結鎮錢の関係の証拠になる。

注進雑記第二「祭礼」には『正月十四日御棚会と申神事は、後一条院の御代愛宕郡を賀茂御神事領に御寄附せられしより、今に河上郷、大宮郷、小山郷、岡本郷、中村郷、小野郷等の御棚を白木を以て新造いたし、安曇川の大鯉大鮒と号して小鯉・小鮒をそなへ、海魚も小魚千魚等を代わりとし、雉の付鳥などかの棚六脚に盛かざり毎年そなへ、六棒の幣を奉り候。此暁の御戸開今に刻限を不違つとめ來候』、また同年中御神事次第にも『御棚会戌刻也、兼日六郷御結鎮錢を以て之を沙汰す。今日に至り同じ御棚六脚魚鳥種菓種采等之を調進す』とある。これら史料を通観すると御棚会は境内六郷が一郷ごとに魚鳥種菓等を調進する。

種采を盛った新造の御棚を神前に供える神事であつて六郷制と不可分の関係にあつたことがわかる。なお、先の旧記の承久三年正月条の文の続きは神主能久、正禰宜重政等への一定額の段銭の差出に加えて菅みの頭十人内として名を記した上『この歳は元の頭人ども大様にこれらは設け寄せて田の銭（段銭？）ども用分有り、のち一は田の銭増さすべきよし申す』とあって菅みの頭（精進頭）も五郷と御結鎮銭に深く関わっている事がわかる。

【四郷の分割再編と六郷の所在・郷域】；下図は須磨氏が室町時代の検地帳から復元された五郷の所在と郷域の概略で四郷寄進以来の統廃合の結果実現した一円支配を反映している。



須磨千穎「賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究」より

【境内六郷への再編の過程】；一般に、境内六郷のうち、小野郷は寛仁の寄進時と変りなく、大野郷が大宮・小山、錦部郷が岡本・中村と各々二郷づつに分割され、賀茂郷が河上郷と名を替えて上図の姿に再編を遂げたとされている（須磨前掲書）。果たしてそうなのか、先の岸俊男氏の古代愛宕郡諸郷の所在図や古記録に現れる郷名の記載例を念頭に入れると、下社の四郷を含めてもう少し複雑で大掛かりな交換分合がなされた結果ではないのかとも考えられる。

小野郷；その前に変化が無いとされる小野郷については須磨氏の境内諸郷の記述の対象ももっぱら他の五郷に集中していて殆ど触れられていない。寛仁時的小野郷の所在と郷域とその後変動は無いのかを確認しておきたい。なお山城国に小野を称する郷は宇治郡山科〔自小野村至朱雀安禪寺〕葛野郡北山〔小野七村；真弓・杉坂等六村；に愛宕郡粟ヶ畑を加えている〕と愛宕郡の三ヶ所。次は愛宕郡小野郷に関する学説。

[A] 説：愛宕郡に関する古記録

を引き説明（井上満郎「山城國郡郷」（京都市）。①弘仁4年(813)太政官符「応貢猿女事」「又猿女養田在近江国和迩村、山城国小野郷」、「小野郷、山城国和迩塚」（朝野群載）のように近江の小野氏の拠点に接続（猿女は女性の神祇官。縫殿司に属し大嘗会や鎮魂祭に神楽の舞を奉仕、女系相続が認められた、小野氏の同族和爾氏の一族）。②「山城國愛宕郡小野郷人勘解由次官從五位下小野朝臣当岑、改本居貫隸左京職」、や崇道神社出土の小野朝臣毛人墓誌（小錦中・遣隋使妹子の男、天武六年卒）に見えるように小野氏の居住地で、延喜式内の小野神社（現崇道神社または御蔭神社に比定）や同じく延喜式の小野冰室〔左京区上高野〕〔野水室〕があつた。③郷域は修学院・高野（現上高野）から八瀬・大原にかけての区域が中心で、松ヶ崎〔小野水室の別名松ヶ崎水室〕、および岩倉の一部〔高野から坂の道〕を含んだ（大日本地名辞書、山城名跡巡行志）。④中世には南北に分かれていた「小野郷南北散在・南小野郷」（賀茂注進雜記所引事、禄二年(1529)文書）。

[B] 説：比叡山の麓で高野川の川筋の山間（大山喬平前掲「中世の賀茂六郷」）。①大原の刀禰が延暦寺の四至未定を盾に賀茂社司に対して賀茂祭の雑事を拒んで争ったと大納言実資に報告されている〔小右記治安元年（1021年3月衆）〕ので大原を含むのは明白〔大原郷の呼称は室町以前は単に大原（高野）とたかのといふ所也〕〔一条兼良「花鳥余情」〕、②「愛宕郡小野里はひえの山よかはのふも（比叡）（横川）」〔比叡山の別名横川〕、③崇道神社からの小野毛人墓誌の出土。④一乗寺村〔近世は南東寺の三村〕は中世末も南小野郷と称した（前田玄以書下し「賀茂社領南小野郷一乗寺四ヶ村」天正12年(1584)）。

[C] 説：比叡山の西北に当る山間地帯で、修学院・一乗寺あたり一帯から北は大原・貴船に至る広大な地域。中世には南北二郷に分かれた〔須磨千頃「角川日本地名大辞典上・京都」〕。

以上各説に広狭範囲に差はあるものの「南は一乗寺・修学院から上高野、八瀬、大原近江境途中峠迄の高野川渓谷の地」については異論が無い〔ただし室町にある八瀬や高野川敷、延暦寺本末寺、水室・瓦屋が除かれることはいうまでもない〕。

最後に、他の五郷再編に至る統廃合についての仮説を論証を略し結論のみ提示しておく。

- ① 下社栗野郷のうち鷹が峰・雲が畑、西賀茂→上社小野・河上・大宮郷へ
 - ② 上社錦部郷→下社上栗田郷と上社中村郷の一部に分割
 - ③ 下社上出雲郷、栗野郷西半、蓼倉郷北部→上社岡本郷の一部と中村郷に再編
 - ④ 下社下出雲郷西部→上社大野郷と統合し小山郷に再編
 - ⑤ 上社小野郷西南（一乗寺の一部、高野河原、田中）→下社栗野郷と蓼倉郷へ分割
- ただ、勅許を得ずに上・下両社間の都合のみで両神社の領域を超えた社領の再編を行なうことが果たして可能であったかとの疑念は残る。

補3) 賀茂別雷神社領総括表「日本莊園大辭典」(須磨千穎氏執筆) より

注1) 上表は郷・荘・御厨・浦・浜・関・島の最大時の 65ヶ所を示す。浦は入江・湾であるに対し浜は塩浜の略。竈戸関は海關で通過船に関税を徴収した。長門赤間関の下関に対し上関という。

この他に造宮料林の登美松があった（岡山県苦田郡富村・井関経久「嘉元三年御遷宮日記」）。

注 2) 荘園の中には下社と分有のもの（ex 安曇河御厨など）がある。下社の莊園は 70ヶ莊。

注 3) 特徴欄に各莊に關係する記録類の記事が記されている。この賀茂注進雜記の以下の安堵状や制札の内容の要約も網羅されている。

注 4) 寛治四年寄進の廿二箇莊の名は特徴の欄の説明によって知ることができる。

注 5) 所在不明とある久永庄は石見国（島根県）邑智郡の石見、邑知、瑞穂町と羽須美村一帯の山中に賀茂社が点在する。

注 6) 各莊の所在地の一部は「みたらしのうたかた」2号（市忠顕氏筆）に調査結果が記載されている。

2 神領安堵状

以下は 1 記載の諸官符の経過をへて集積された賀茂社の神領・莊園御厨に対して時々の武家政権が発した広義の安堵状である。下し文、御教書、奉書など様々の様式のものがある。

【安堵】；中世主人が従者に所領知行を承認することが本義。所領を廻る対立のある場合、かつて知行していた者に旧領を回復するのを本領安堵、現在の知行を承認するのを当知行地安堵という。ここでは殆どの例が当知行地安堵である。

【幕府権力の成立と莊園御厨安堵の意味】；補注 1) に述べたように従来莊園御厨などの不輸不入の権は王朝国家の国司権力の發動に対するものであった。領主が国司の支配を排して領民に対して年貢・公事の納入を直接要求し莊官を任免することができた。このような莊園領主権（本家職→領家職→預所職→下司職の〈職の体系〉、寄進系莊園の場合は本家（王家・摂関家）→領家（中央貴族層）=預所職）は武家政権の成立によって武家が守護地頭をおいて国衙の権能の一部を行使することで保証されなくなり改めて武家による莊園領主権の認知と安堵が必要になった。幕府権力は鎌倉幕府が朝廷から内乱中に取得していく一連の宣旨や院庁下文を根拠としていて中でも重要なのが諸国検断の宣旨（寿永 3 年（1184）2月 18 日）、諸国兵糧米の停止の宣旨（寿永 3 年 2 月 22 日）、守護地頭の設置、兵糧米徵収の宣旨（文治元年（1185）11 月 29 日）の三つである。この年四月に頼朝は從二位に叙せられ王臣家の一つとして政所を設けることができた。取得した公権の行使は幕府の地方支配の三つの仕組みを通じて行なわれる。① 東国と源氏一族の知行国（知行国とは院宮王臣・寺社に国の知行を命じてその収益を与える制度で、院宮王臣家は国司の推舉権を持ち、子弟や家司を国司に任じて収益を確保し造営を請け負う）；東国は越後・信濃・三河以東の国々で鎌倉の直轄領とされた。東国の八力国と豊後には源氏の一族を配して頼朝の知行国とした（三河・源範頼、駿河・源広綱、武藏・源義信、伊豆・源義範、相模・源惟義、信濃・源遠光、越後・源義資、伊予・源義経）。② 諸国を文字通り守護するとして全国の国々守護を配した。③ そのうえ、諸国の平家没官領・謀反人跡には御家人を地頭として配して領家の下司・公文などの莊官の役割を負わせた。④ これらの上に鎌倉殿が日本國総地頭・日本國総追捕使として鎌倉の侍所・公文所・問注所の機構を通じて支配した。この地位の王朝的表現は権大納言・右近衛大将の地位とその家政機関の政所でありのちに從二位征夷大將軍の政所となつた。安堵状も公武両様のものが發せられる〔大山脩平「鎌倉幕府」（1974）、元木泰雄「院政の展開と内乱」（日）〕〔日本の時代史 1〕、五味文彦「京・鎌倉の王權」（日本の時代史 8）など〕。

【鎌倉幕府の寺社政策】；寿永三年 2月 25 日、頼朝は後白河法皇の近臣高階泰経を通じて四ヶ条の「朝務等」の奏聞を行なったが、そのなかで、第三条に「諸社の事」第四条「仏寺の事」で要求を掲げている。第三条は「我が朝は神國なり」とし、往古の神領を安堵するとともに、破壊転倒した神社の再建や神事の勤めの励行を求めた。佛寺についても恒例の勤めを疎かにせず、僧らの武勇を禁じ、頼朝の沙汰で武具を奪い取るとしている。これは、以後鎌倉幕府が一貫して追求した政治方針五味、前掲書で、注進雑記に掲載する安堵状もこの方針に沿って発給されたのである。

以下寿永二年 10月 10日付から文治二年十月朔日に至る九通は幕府発足直後、頼朝在世中に、寛喜四年 4月から建武三年 11月までの十通は主に幕府執権が交付したもの。

1) 寿永二年十月十日 下賀茂神主重保所「可令早且任院宣状且依先例無相違致其沙汰当社御領等之事」 前左(右)兵衛佐源朝臣 判(百練抄所引、上賀茂神社文書中にも所見か)；当社の神領は先例通り執り行なうようにとの院宣が下っているが未だ院宣を承諾しないのは不當である、とし、早く院宣に従って先例の通り執行せよと促した下し文。

【院宣】；本例にいう院宣は史上有名な「寿永二年十月宣旨」を指す。

まさにこの年の 7月義仲・行家が京都に迫り、平家が天皇・神器を奉じて西国に都落ちし、代わって義仲・行家が入洛、閏 10月義仲が水島で平家に敗れ、帰京した義仲が 11月には法皇御所を襲撃、平家没官領を惣領した。翌 3年 1月範頼・義経が入京し義仲は粟津に敗死するという目まぐるしく不安定な政治状況の中で発せられたものである。この院宣は、さきに頼朝がこの年 7月(治承 7年の年号を用いる)に法皇に密書を奉って①謀反の心が無く朝敵を討つのが目的②平家倒滅が許されないなら、源氏に関東を平氏に西海を任せても結構③その際は国司の任命は朝廷が行なっていただく、との三原則の提案を行なった。追って、同年 10月には①平家が横領した寺社領はもとの領主へ返すべく宣旨を出すこと、②寺社領以外のところも同様、③平家方の武士で帰降するものは許し斬罪しない事との提案を重ね、法皇と王朝貴族の意を迎えようと工作した。院宣は頼朝の柔軟かつ巧妙なこの方針と要請を受入れて発布された。正確な文は伝わっていないが大要次の二ヶ条から成るとされる。

[A] ;『東海・東山諸国の年貢、神社、仏寺ならびに王臣家領の莊園はもとの如く領家に従うべし』。[B] ;『不服の輩あらば頼朝に触れて沙汰を致すべし』。A で頼朝の東国行政権を公認し、B は同時に不服の輩に対する単なる追討権を越えた「一般的行政権」の付与を意味している。諸国での違乱禁制権=違乱鎮圧のための独占的武力行使権の容認を指す大山前掲書。頼朝の下文の真意は、まだその承認を肯じない賀茂神主重保の態度を不當と決め付け、平家や義仲の神領への関与を排除してもっぱら自分の行政権の承認を促す内容である、と解すべきで、安堵状というよりも帰服要請状である。法皇に対してと同じ態度で権門の一つの賀茂社にも同心を求めた工作である。院宣本文がないだけに重要な裏付史料である。

【下文、前左(右)兵衛佐 源朝臣】；頼朝は正規の政所の設置に先立ち関東御領や知行国の經營に当る事務機関としての政所を設けて王朝の外記の前職の大江広元や二階堂行政を別当などに任じている。本来政所下文は三位以上の公卿及びこれに準じる寺社の家政機関の政所が家政執行のために出す文書。従五位下右兵衛権佐が前官の頼朝が、当時正四位上の

賀茂神主重保に「下す」のは形式上異例である（三位以上の人が出文書には日常的な事柄や臨時の文書の御教書もある）。形式上下文は袖判、奥上署判、奥上・日下両署判、奥下署判の四形式があった。本例は日下判である。このような下文を発したのは10月の院宣によって逆賊・流人の身分でなくなり、A、Bの公権が公認されたからであろう。

2) 寿永二年十一月四日 院庁下 備前国在庁官人等 「可早無事煩令運上賀茂別雷社領山田竹原等庄年貢米事」（百練抄所引）；これら両庄の年貢米のを他所に優先して運上させよとの院庁下文。

10月院宣を受けての国衙にたいする具体的な指示。山田・竹原庄の名は次の42ヶ荘に現わるので後述。院庁下文はもとは院に近侍する院司が所領荘園等について訴訟判決、諸職補任、安堵等の目的で証文として出していた。後白河法皇の権勢の強化に伴い家政に限らず広く国政全般の問題にまで用いられるようになった。院の勢力が衰えるとまた家政のみに戻った。奥上・日下に院司が連署する。官途は院司のものである。本例の下文は在庁官人宛でまさに家政の範囲を超えている。

【在庁官人】；9世紀以降、地方官が赴任を免除され在京のままその収入を得る「遙任」が盛行した。京官が国司を兼帯する者や親王任国制があった。10世紀国衙の権限強化で現地土豪が多数雜色人に登用され介以下の雜任国司と行政を担ったが国司と区別するため「在庁」と呼んだ。12世紀以降は国主の目代の下に「留守所」が統括され、両者の融合が進み在庁官人とよばれた。

この日付の頃は義仲が備前水島で平家に敗れて帰京していて両庄は平家の支配地域の中にある。船の点定、水手の催し、件等の課役、路次の狼藉は当然平家の軍勢によるものという。その時機に平家の支配の中で万難を排して年貢運上を促す意味は頼朝の意図に沿う法皇の意志を国衙に示すための措置である。通常このような領家の荘園の年貢運上のような具体的な案件の下文は賀茂社側の申文（解・申状）を受けて発せられる。先に頼朝が下し文で賀茂神主重保に求めていた「可致其沙汰（その沙汰致すべし）」との「沙汰」とはまさに頼朝への加担を示すこのような賀茂社側の政治的姿勢の表明のことであったと思われる。

3) 「寿永三年四月廿四日壬辰、賀茂社領四十二ヶ所任院庁御下文可止武家狼藉之由有其沙汰云々」「下 諸国 可早任 院庁御下文停止方々狼藉備進神事用途賀茂別雷社御領荘園事」「寿永三年四月二十四日 正四位下 源朝臣御判」（東鑑 即元暦元年也）

賀茂社史上有名な頼朝の社領四十二ヶ荘の安堵状（吾妻鏡を引用。案文は「賀茂別雷神社文書」「平安遺文4155号」）。なお、院庁の前一字の余白は敬意を示すための所謂闕字。

【即元暦元年也】；四月十六日改元。これより先2月7日平家は義経に一の谷で敗北し屋島に逃れ、3月7日平家没官領500余ヶ所を頼朝が惣領した。この間2月22日に官宣旨を下し諸国公田・荘園から兵糧米を徴収することを禁じたがここにいう院庁下文はこれを受けたもので頼朝の下し文もこの延長線上のもの。

【方々狼藉】；諸方の非道・無法・不埒な行為。無論武家によるもの。武家は幕府・將軍家とそれに仕える守護・地頭・御家人などの総称。【武士等濫吹】；文末にある濫吹も無法な

行い。本来中国の故事に因み無能の者が才士を装うこと。【停止】；やめさせること。【神事用途】；神事を勤めるための経費。

【四十二ヶ所】；寛治四年寄進の莊園御厨は廿二個莊・厨であることが確認されている（鳥居大路文書「文永元年六月日權祝賀茂某訴状案」に小野田庄について「右当莊は寛治 勅免神領本莊ニ十二箇所の内」と記した例がある。須磨前掲書）。寿永三年までの78年間に廿箇所増えている[補3の須磨・総括表参照]。なお、これらの莊園数は本庄はもちろん、その枝庄や付属の浦、島、関なども独立の一所に数えている。同時に42箇所には近江国安曇川、播磨国室・塩屋、紀伊国紀伊浜、越中国新保の御厨四箇所が含まれる。水産物や塩などを貢納したものと思われる。またその中の「保」とは①令制下の郷・里の下部の末端行政単位、五戸で一保。②平安京の条坊制の単位で4町で1保、4保で1坊とした、③平安後期に現われた国衙領の行政区画で莊・郷・別名と並存した。莊が私領が多いの比べ保は公領の性格をもつ。ここでは③の意味。【便補保】；国司が諸司や封主に開発を前提に所領の設立を認め、その土地に貢納物の弁済を転嫁した。11世紀末以来中央への貢納物確保のために設定された所領。美作の便補保は賀茂社の開発にかかるものか他の領主の寄進にもとづくものか不詳。勝田郡東村および西村内の6か村を賀茂莊と称するのがそれであるとの伝えもある[史料]。越中の新保御厨も便補保で神主重保の時設置された御厨か（神通川畔の富山市任海もと新保から分れ、宝徳年間賀茂神社復祀のとき元の合祀先[倉垣莊など下社領]の名を称した）。月詣和歌集に治承二年八月頃越中へ下る重保への俊恵、寂連ら歌林苑の仲間の歌人達の餞の歌が収められている。

【正四位下源朝臣】；昨年から二階昇進している。翌元暦二年三階特進し従二位に叙する。

【応永五年二月 奉行飯尾加賀入道 神主豊久宛 「鹿苑院殿之御時右之趣不可有相違之旨御下知被仰出御判被下畢】（右ノ古文書奥書ニアリ）】；この頼朝下文を記載した文書の奥書にこの安堵の添書が書かれていることを示している。鹿苑院殿（室町幕府三代將軍源朝臣義満）の本状の通りとする旨の下文が書き加えられている。飯尾加賀入道は飯尾為清、室町幕府奉行人（康暦元年<1379>就任、応永7年<1400>没）奉行人は鎌倉・室町幕府の職名。「安堵」・評定・恩沢・問注の公事諸奉行の総称。神主豊久；馬場神主と号す。父敏久。明徳二年～同四年補神主、応永五年本職還補、同十年辞任。正四位下。競馬会の後の勝負の舞を復活。印鑰の御料を打壊して17日間出仕停止[社務補任]。記による。

この安堵状は頼朝の下文の案文に奥書を添書したのか、または、応永五年に吾妻鏡の文を新写してこれに飯尾為清が奥書を加えたのか二つの場合が想定できる。將軍家が鎌倉幕府から室町幕府に交替したことによる「本領の安堵」の趣旨で改めて下されたと思われる。

4) 左弁官下近江国「應停止河上並善積庄及國中權門勢家庄園妨令漁進賀茂別雷社領安曇河御厨日別供祭物事」（滋賀県高島郡本庄村大字北船木の若宮神社蔵 元暦元年十二月廿九日 大史小槻宿禰判 少弁 平朝臣 宛）（大意 当社の御厨等が源平両軍の焼き払いや押領で悉く供采不通となり僅かに安曇川御厨ばかりに憑るのみであるとの解状が来ているので、早く宣旨を賀茂社に下してこれらの庄々の妨を停止して、煩い無く網を引かしめて日別供采を備え奉らしめむと欲すてへれば權大納言藤原朝臣忠親請願によって勅宣を奉るので國

はこれを執行せよ）この古文書は官宣旨の様式によっている。左弁官は右弁官の所管する兵事・凶事以外のすべての事項を管轄した。官宣旨は上卿から弁官へ伝えられた勅命を伝宣発布するだけでなく、史に起草させ弁官、史の署名により発する。藤原忠親；中山忠親、後白河法皇の近臣。大史〔令制下神祇・太政官の主典〕〔の上職、左右の分かれる〕【小槻氏】；滋賀県栗太郡出身、当初阿保朝臣を小槻宿禰に改姓。古代以来算博士・史を輩出し11世紀後半から大夫史を世襲。文書管理能力に秀で、ために太政官行政の実務統制を家業として請負った。

5)「源頼朝 文治二年九月五日・同十月朔日付 源頼朝下文 計五通」御家人の知行・濫妨停止などを命じる形の安堵状。上記補3の社領総括表の内容参照。

① 安曇河御厨；佐々木定綱の知行停止。②山城国 森本・水主・富野・奈島・草内・名木の六郷 武士狼藉停止。③播磨国 安志・林田・室御厨 武士狼藉停止。④周防国 伊保庄・竈戸閑・矢島・柱島 土肥実平等の妨・大野七郎の不当停止。⑤出雲国 福田庄、石見国 久永庄、三河国 小野田庄、播磨国 綱干庄、美作国 南庄。福田・久永の両庄は申状の通り「御気色ならしめる所に候」<頼朝自筆の文で御気色という敬語を用いるのはおかしいが、申状の通り同意を与えた>、その他の庄々は成敗できない事情があるけれども、「左右只道理に任せて御成敗有るべく候也」「もし従わねば下知を加えるであろう」。

なお、②の下文に続く「右六郷之内」以降の文は引用の年号と人名が何れも鎌倉中・後期のもので後代（おそらく注進時）の注記であろう。

⑤は注進後の追加の森家所持の証文で真偽は不詳ながら頼朝自筆自判の下文としている。

【頼朝の下文の発給】；これらの下文については、吾妻鏡文治二年十月一日条に「当宮事、二品御帰依異他之故也（当宮の事、二品<頼朝>の御帰依他にことなる故なり）」と頼朝の賀茂社への殊のほかの帰依振りを記している。また、吾妻鏡には、神主重保(1120~1192)の嫡男で承久の乱直後に能久解却げきやくのあと神主に就いた重政(1142~1225)の室は頼朝の叔父鎮西八郎源為朝の女、その間に所生の男子重長(承久の乱後 大田社祝)の娘が二代将軍頼家の室辻殿、公暁はその子と記していて、これが事実とすれば頼朝一族と重保の一族は密接な関係にあったことになる。

【御判下文・政所下文・袖判下文】；上記の頼朝の下文には三種類の様式にわたる。

④・⑤が奥下署判、③は袖判、①・②は吾妻鏡の引用で様式は不詳。このうち、袖判が最も尊大で、次に奥上、奥下、日下署判の順。頼朝は治承四年の挙兵後暫くは奥上署判下文を出したが元暦元年頃以降は袖判下文に变成了。この年の三月朝敵を免ぜられ正四位下に叙せられた為である。そのご、従二位に叙せられ政所を開設してのちは政所下文が発せられ次いで建久三年の征夷大将軍任官とともに、頼朝の署判のある下文を回収して改めて政所下文と交換させた。これを嫌う者には將軍家政所下文に併せて頼朝袖判下文を与えた。

【之外直經奏聞可令蒙御裁定①③】；定綱配下の武士の妨げは院庁下文が出ているので停止すべきだがそのほかの件は（院への）奏聞を経て（鎌倉の）裁定を得なければならない。

【寄事於左右②】；（こと左右によせて）、あれこれ理屈をならべて。⑤の左右は善惡・良否・是非の判断をいう。【相具神社仏事訴訟成敗内令下文⑤】；返点が抜けており、内一、相具二。訴訟成敗の中に一括して下文を下してしまっている。【隨⑤】；まにまに=成り行き次第で。

上記をもって頼朝時代の安堵下文は終わり以後幕府下知状に様式も移る。

6) 寛喜四年から弘安十年に至る鎌倉幕府下知状五通並びに安曇川御厨官宣旨、別相伝停止宣旨各一通 この七通を以って鎌倉時代が終わる。

【下知状】：鎌倉幕府ではやがて下文の「下」云々の書出部分を略し、文書の要項を述べる事書部分から書始め、「下知如件」の書止文言で終わる形式が固定し執権・連署が日付奥下に署判を加える姿が確立する（ただ、初期には下で始めて下知如件と書止るもののが見える）。下文は所職の補任、安堵に限定され、下知状は特権の免許・禁制・訴訟判決（裁許状）・一部の所職・所領の補任・安堵が主になった。そして中期以後、下文は嫡子、下知状は庶子への安堵と区別された。

【貞永元年】：この年八月北條泰時は貞永式目（御成敗式目）を制定・施行。公家の律令法から断絶し頼朝以来の裁決の伝統に則って51ヶ条に明文化。承久の乱後京方の領地へ大量の新補地頭を送り込んだが彼等があらゆる所で荘園領主以下、現地の荘官百姓と新たな紛争を起こした。西国を中心に起きている地頭と国司・荘園領主との紛争に基準を設け地頭の押妨の徹底的な停止を図っていく。その基準とは頼朝が⑤の下文に述べた道理・即ち「左右只任道理可有御成敗候也」（左右ただ道理に任せてご成敗有るべく候也）が最高規範とされた。賀茂社荘園に関する下知状もこの方針に添うものである。また、7年前の嘉禄元年には政子、大江広元らの死去が相次ぎ初めて泰時・時房の複数執権制が開始。

①【丹波国私市庄務事】：張行；強行する。公文；荘園の事務を取扱い年貢の徴収などに公文給を与えて従事する荘官。傍例；慣行、仕来たり。分沙汰；別の裁決。跡；先例。複数執権の泰時・時房が署判。

②【出雲国福田庄地頭職事】：貞永式目制定直後の成敗なので事実関係と先例の確認と道理の追求が詳細を極めている好例。承久の乱の能久の罪で没収したというがこの庄は能久の私領ではなく代々の社領であって「社務（神主）に付けて知行させているだけである」（すなわち本家は賀茂社で神主は恩補の領家に過ぎない）と言い切っている（文明の土一揆で氏人が掲げた道理でもある（南柯記記述の姿勢も同じ）。炳焉也；あきらかである。④は②の関東の下知状を受けて六波羅の両探題北條時盛（南）と同重時（北）が発した下文。③【安曇川御厨の「停止比叡庄民當時向後濫妨」】の官宣旨（滋賀県高島郡北船木若宮神社所蔵）も同じ論調。なお、この官宣旨によって安曇川御厨の在地の構造が明確に判明する（52人の神人が三反づつ計156町の公田は官物として弁済し、雜事=雜公事（中世荘園領主の荘園から収納する雜税、荘・油・布・餅・折敷などの生活用品が多かった）として毎日二度の御贅を漁進することを詰び寛治以来絶えることなく漁進して来た）。「詰以雜事、所漁進毎日二度之御贅」は「詰以雜事、所漁進毎日二度之御贅」であろう。式数；舗数（漁区の数のこと）か。

⑤【賀茂社領宮河荘雜掌と若狭国衙領宮河保同新保地頭代との間の宮河荘の大谷村・矢代浦を廻る相論に関する六波羅探題の地頭代宛の召文】：賀茂社（所は備宜久時女院女房賀久子）は当初山門と争っていたが地頭代は実力行使で矢代浦を支配下に入れた。地頭は宮内大輔重頼の妻の讚岐尼（三位領政の娘、歌人として有名な二条院讚岐）背後に鎌倉が控え既に讃岐尼に七浦を与えていた〔網野善彦「海の國の中世」に詳〕。

⑥ 寛元二年(1243)六月付【賀茂別雷社領石見国久永庄守護所使入部併高野山流人雜事】：冒頭「下」の語が無く状如件で閉じている。関東下知状を引用しているので所謂六波羅施行状の様式と見られる。久永庄について「詮する所、承元二年十月十五日関東御下知状案の如くんば、故右大将殿の御時御寄進の後一向に社家進止の地也」と認め、「守護所の沙汰を停止し、大番役に於いては先例の勤のまにまに左右有る可く、其の他課役に至っては免除せしむ可し云々」。と守護の入部停止と課役の免除を下知。【守護の沙汰】：は守護の年貢取立て公事、命令下知の一切。【そのた課役】：役と調。【大番役】：内裏、院御所などの警護。もと衛士の役であったがこれが廃れた平安末期以後は地方の武士が勤番。【使者入部】：守護所の使者が庄園領内に入ること。【流人の雜事】：諸国を巡る宿借り聖、高野行者、坊主の面倒をみること。課役の一。【久永庄】：石見国邑智郡石見町、羽須見町に亘って存在した賀茂社庄園。故右大将(頼朝)の寄進で成立したことを認めた承元二年(1208)の下知状が証拠となっている。【相模守】：差出は北條經時(4代執權仁治三<1242>～寛元四<1246>在任)と注記あるもこの時期経時は武藏守で、むしろ、六波羅北探題であった北條重時(相模守、寛喜2<1230>～宝治元<1247>在任)が出した六波羅施行状を見るべきである。當時石見守護は伊藤某。

⑦ 建長四年(1252)十月付【若狭国多烏浦漁獵事】：この文書の様式は將軍家御教書・奉書と言われる書状。事書を表書し、「依仰執達如件」で閉じ、日下に続けて差出人名と判。連署の北條相模守重時の署判。御教書・奉書は下文・下知状と異なり比較的短期間の効力持続を期待して差し出す。「院宣の子細をみると事実は甚だ穏便ならず早く其の妨げを停止し先例に任せて沙汰すべし」とし「異なる由緒があれば注申せよ」と當時六波羅探題の左近將監長時(重時嫡男)に命じたもの。【真書】：は陳狀、訴状に添える証文。【多烏浦】：この上賀茂社の訴えは先の宮川荘の争論と一連の動きである。宮川新保地頭代は「関東より給わった七箇浦」の一と主張。一方汲浦、多烏、矢代の三浦の他、阿納浦(国富荘)、志積浦(三方寺)など七浦の刀禰・百姓は黒崎山として一括される山々として山手塩を負担する連帶関係にあり、加えて北陸一円海浜の霸権を争う北條得宗家(国衙宮川保地頭)と上賀茂社に、地元刀禰職などの権益が絡んで複雑な関係に立つ。

⑧ 嘉暦元年(1326)十二月付【遠江国浜松庄内岡部郷地頭職事】：この文書の様式も御教書・奉書の形。但し奉行人(執權北條高時)署判は日下にはない。【無謂】：根拠がない。【不日】：時を経ず。【使節】：領主の使い。【入部を遂げ】：領主として領地に初任する。【請取状】：年貢徵収の請負状。【凌怠】：侮って他人の領地を渡さぬこと。【基久】：49代神主、元応元(1319)～元徳元(1329)在任、井関經久二男、号杜神主。田中三郎入道：伝未詳。当時の遠江守護の名も未詳。【賀茂新宮社領】：第三摶社貴布禰新宮社領(岡部郷は浜松市伊場・加茂神社あり。なお、賀茂真淵は当神社社家の出身)。

⑨ 弘安十年(1277)四月付宣旨【神領別相並別納停止之件】：口宣案を奉行(職事)から上卿に宛て献じ、「宣旨下知せしめ給う可きの状件の如し」と上卿からの下知を依頼したもの。神主が領家として別相伝併別納としていた寛治以来の勅免神領を神供のために供えるとい

う内容ゆえ、朝廷の所管のため口宣案が下される。別相伝は神主当職の職料の領家・下司職以外の伝来の領主職。^{つづり}別納は年貢を普通の手続きを踏まず直接徴収する特権。本件、左京大夫信輔は職事の蔵人、宛名の土御門中納言が当番最高位の公卿。【久世】：42代神主。氏久一男。弘安元(1278)～正応六(1293)迄在任、号中大路神主。社務補任記にはこの記事はない。父氏久は老者田30町を設定し氏人の宿老十人に三段づつ宛行っている。

⑩ 建武三年(1336)十一月十八日【播磨国室御厨安堵状】：「もし子細あらば注申すべし」とあるように当面の安堵なので御教書の形式を取っている。高師直は建武二年執事(管領)に補任されている。宛名の赤松入道は円心・則村。建武3年室町幕府播磨守護職補任。【公文・下司職】：御厨にも設置されていた模様。【建武三年十一月十八日】：南北朝動乱開始のさなか。建武2年10月15日尊氏は北條時行を破ったまま帰洛の命に反し鎌倉幕府旧跡に第を営み11月新田義貞を討つと称して諸国の兵を募った。翌3年1月10日後醍醐天皇は坂本に落ち、11日尊氏が入京、義貞、正成らと畿内各所で戦って敗れ鎮西に敗走したがその途次光厳上皇の院宣を給わっている。南朝側は建武3年2月22日に延元に改元。建武3年10月10日後醍醐天皇は叡山から帰京し義貞は同日越前に赴き、11月2日天皇は神器を光厳上皇に渡し、7日尊氏が「建武式目」を制定しこの日室町幕府が成立した。尊氏の將軍補任は翌4年8月11日。同年10月、尊氏は諸国大将・守護が一時占領した寺社・国分領及び領家職を還付させた。この安堵状はそれに先んじ、幕府成立後間もない時期の11日目に発せられたことになる。【室御厨】：前記補3 神領総括表参照(兵庫県御津町室津、壮大な加茂神社が現存)。【所務】：領地の得分。この文書を限り鎌倉時代の安堵状の時代から禁制高札の時代に変わってゆく。

3 高札・制札

【高札】：は法令を一般に告知するため、辻や橋詰などの場所に、法令内容を墨書した板を掲げたもの。制札・立札とも。奈良時代から見られ、室町時代には徳政令などが京都の辻に立てられ江戸時代になって広く幕府や諸藩が掲げるようになった。【制札】：中近世の武家政権や下部機関の軍勢の侍大将が、寺社、荘園、村落、市町などに掲げた木札のうち内容が禁制や掻書のもの。禁制の制札は受給者の保護が目的であると同時に発給者の勢力を誇示する手段でもあった。将棋の駒型の禁制札は古く鎌倉時代初頭ないしそれ以前から行われた。「仍下知如件」と下知状形式の書き止めが多く用いられた。保存の関係で板に書いたものより紙に書かれたものの方が多く伝存する。

1) 観応元年(1330)十二月賀茂社領播磨国塩屋庄・禁制札：執事高師直(武藏守)の官名花押が日下にあって奉書様式の下知状の形を踏むが奥上に將軍家の署判がある御教書様式。充所はない。この文書、將軍奥上署判を鹿苑院殿(足利義満)と翻刻してあるが年号・奉行名から見て等持院殿(足利尊氏)の誤りである。【塩屋庄】：前記補3の神領総括表参照。【甲乙人】：名を上げない全ての人、貴賤上下の人。

2) 応永元年(1394)十一月室塩屋、由良庄安堵状：【本家職事知行】としながら宛名が【片岡

補宜殿】とあるのは相応しない。本家はどの莊園も賀茂社であり社司である片岡補宜(鳥居大路男平カ)は領家または下司職の筈。本家職なら宛名は賀茂神主殿、賀茂神主館でなければならぬ筈であるが、この頃には本来社務一代限りの恩補が原則の領家・下司職の相伝が常態化して特定の家系の私領の觀を呈して來たのであろう。「相違有る可からず之状件の如し」と直状の形であるが差出人の署判が欠けていて一見下文のようであるが「下」の文言と袖判も奥判もない。須磨氏は將軍義満の下文と解されている。【塩屋庄・由良庄】：神領総括表参照。塩屋庄は塩屋御厨とも称した。室・塩屋と一括扱も。揖保郡内の近接地にあったためか(揖保郡御津町室津)。由良庄は兵庫県氷上町(南・北油良一帯、貴船神社が現存)。

3) 永享二年「禁制」、嘉吉元年「備前国尾張保事」、長祿二年「宮川庄本家職事」、寛正五年「箱作庄、淡輪庄堺山林浦等事」四通

- ① 永享二年(1430)「禁制」：【畠山満家】：尾張守、左衛門督、入道道端。応永17(1410)～応永19(1412)、応永28(1421)～正長2(1429)^{かんわい}管領在任。永享2年(1430)の日付と相応しない。時の管領は斯波義淳(左兵衛佐)、出家していず沙彌ではない。このとき法体の四職は【赤松満祐】(法名性具)が侍所頭人(正長元<1428>～永享4年<1432>在任)。御家人の統括・検断が職務で禁札差出人に相応しい。【右当所】：賀茂別雷神社境内山林。
- ② 嘉吉元年(1441)「備前国尾張保事」：「所仰下候也、仍執達如件」とあるので【室町幕府奉行人奉書】。奉行は右京大夫(管領細川持之、永享4<1432>～嘉吉2<1442>在任)。【賀茂社領雜掌】：雜掌は一社を代表して公武と折衝する職。社領所務の雜掌を置いていたか。【尾張保】：岡山県邑久郡豊原庄内。宛名は無いが須磨氏総括表では備前守護山名教之とされる。
【被官人】：守護山名氏の家臣、奉公人。
- ③ 長祿二年(1458)「宮川庄本家職事」：將軍義政の署判のある【將軍家御判御教書】。奥上署判で宛所はない。これも「權補宜益久致直務」^{じきむ}としながら本家と書いていて本家領家の別が乱れている。【直務】：は下司を介さず直接所納すること。益久は後に神主。
- ④ 寛正五年(1464)「箱作庄堺山林浦等事」：いわゆる室町幕府奉行人連署奉書の様式文書。
【大和守】：飯尾元連宗勝(康正元<1455>～明応元<1492>在任)、【左衛門尉】：松田貞康(元貞頼)(享徳3<1454>～文明15<1483>在任)、両者共奉行人、奉書の署名は官途のみ。【和泉国箱作庄】：須磨氏はこの文書を深日庄のことと総括表に記していられるが何かの誤りと思われる(おそらく次ぎの大永六年の奉書と混同)。箱作庄は現大阪府阪南市箱作在。【淡輪庄】：大阪府泉州郡岬町在、九条家領、淡輪氏は現地の土豪で淡輪庄下司職と幕府御家人を兼ねた。箱作庄の領家は代々賀茂社祝領とされた。従って宛名は当社祝殿になっている。【分明ノ上者】：はっきりさせた上。神事無為の節を遂げらる可きの由：神事が滞ることのないよう節義を全うする。數年：長年。
- 4) 親長卿記所引「文明八年由良庄公用」、「同九年同庄事」、同九年「賀茂正祝領事」記事：三通とともに、賀茂伝奏甘露寺親長卿が伝奏職として勅旨や將軍家の意向を賀茂社側に取り次いだ文書控。親長卿と同記については第七「社家」の釈注参照。
- ① で丹波由良庄公用(公事におなじ、年^く以外の諸課役)のなかから年二千疋を貴布禰両官に付けて祈祷料に充て

させることを定め、②では文明一社争乱を経た翌年には由良庄を新任神主馬場彌久の別納(年貢の所定手続を経ずに直接収納する) 扱いにしてその中から前年の倍の二千疋(錢二十貫)を貴布禰両官祈祷料に充てることに変更した。貴布禰の料足不足で神事が停滞したことは第七社家参照。なお、親長卿記の全文は「社務窮固無足之間、無左右難申領 状之由歎申、由良庄闕所所司可被附欵、二千疋分可被附貴布禰両官欵」(南柯記)とあって、弥久が困窮していて俄に社務職を引請けるとは思えないので由良庄の闕所(元鳥居大路領<前記>)を附けるべしとしている。【土貢】：田租として納める産物。③同年十二月七日付では賀茂祝領(正祝林重則)の公事臨時課役の催促を領民名主の申請をもつともとして止めることとし、武家から下知状を出して貰う、としている。重則は一揆側の張本人の一人であったが、箱作庄を横領したまま神事に回さぬとして一揆側内訌の基となっている(南柯記)。一種の御教書に準じた様式の伝奏(当時前権中納言・極官は権大納言)の書状。【恐惶謹言】：書状の末尾に相手に敬意を込めて記す文言。

5) 文明十年「奈良社領賀茂田散在事」：これも室町幕府奉行人連署御教書。無謂：いわれなし。根拠がない。【大和前司】：飯尾元連(康正元<1455>～明応元<1492>奉行人在任)。【下野守】：布施英基(寛正六<1465>～文明 17<1485>在任)。聰明殿代：未詳、当代將軍は義尚(法号、常徳院)。あるいは母日野富子か(但し、北小路殿と号す)。【散在】：一円社領でなく処々に散らばって存在するが一つの所領の単位を構成した社領。【賀茂貞久】：元神主号杜。父神主杜益久。文明2社務補、同3改代。文明10社務仰せ付けらるの処故障申すの由辞退云々。致仕後奈良社禰宜であったか。

6) 文明十五年「可止貴布禰之通路之由被仰出畢」：「(禁裏領の)丹波山国庄枝郷小塩・黒田郷民の(年貢)緩急之儀に就いて、両郷民が賀茂社領の貴布禰の通路を利用するのを止めようとして仰せ出されているのに止まっている、堅く下知を下せとの仰せである」と賀茂伝奏として賀茂神主に充てた御教書。山国への通路は貴布禰奥山から芹生峠越え。

7) 延徳三年(1491)「賀茂社領江州蒲生郡船木庄領家職事」：前例の通り室町幕府奉行人連署奉書。但し本例では奉行人の署名は姓・官途ではなく実名花押のみを書く。宗勝(法名、実名は飯尾元連)。為規(飯尾為規、肥前守)。蒲生郡船木庄(賀茂)領家職(現近江八幡市)安堵状。高島郡安曇川御厨隣接のものは「北船木庄(賀茂庄)」である。

8) ①永正二年(1505)「賀茂社領境内六郷併諸神田以下所々散在之事」：②同四年禁制「賀茂領散在之事」：①これも奉行人連署奉書。元行(飯尾、大和守。足利義澄奉行人)。長秀(松田、丹後守、幕府奉行人)。事書掲出の【境内六郷】、【諸神田以下所々散在】の語は初見。

【為三社領守護不入之処】：三社領(伊勢神宮、石清水、賀茂の三社)守護不入たるのところ(守護不入権が認められていた)。【半済】：室町幕府が地域期限を限らず下地自体を半分領有することを認めたもの。【致無理之競望】：守護不入地ゆえに半済が及ばぬにも拘らず半済を競望(強引に主張)。香西又六：元長、讃岐国衆、細川政元の下で山城守護代。永正4(1507)細川澄元と戦って敗死。宛名【名主沙汰人中】：と下位の荘官が初めて登場。六郷同断とある。沙汰人：年貢収取他雜務を扱った下級の荘官。彼等に実権が移行しつつある事を示す。

② 元治(未詳・飯尾氏カ)。大心院殿；將軍の中の法名にはない。管領の内か。

9) 永正四年賀茂社言上書他永正八年澄元安堵状までの五通

- ① 永正四年(1507)賀茂社「つのくに米谷庄言上」；【ごん上如件】；とあるので賀茂社よりのいわゆる【言上書】。言上とあるので宛処の【御屋形様】は賀茂神主より目上の將軍家か。詳細未詳。永正四年当時は11代義高(のち義澄と改名)。管領および侍所頭人とも当時不在。山城国守護は細川政元、摂津国守護は細川澄元【もんとく天皇御むさうのつけより御きしんの地】；本巻123頁の社務記並系図引用の文には清和天皇貞觀六年(865)とあり、一方この文は清和天皇より一代遡る。社務記(正しくは社務補任記)の成立について須磨氏は応永年間(1428)をさほど隔たらぬ時期とされていて社務記の方が古いことになる。【綸旨】；天子の命令一般。また、古文書様式の一つで天皇の御意を受けて蔵人の発する薄墨色の用紙の文書をいう場合がある。ここは前者。【右大将よりともの御下知】；寿永三年源頼朝下知、42庄下知状【随分の】；ひとかたならぬ【公用不沙汰】；公用は荘園の年貢以外の雜役夫役の総称。公事のこと。不沙汰、執行がない。【御宇多院御参籠】；本書第六 p70の正安四年(1302)の御幸か【いかうに】；一向、専ら【精誠】；純粹で誠実なこと。
- ② 永正五年「民部少輔禁制」；【仍下知如件】と下知状の形に準じるが発給者の【民部少輔】は下知状を発給しうる奉行人の該当者未詳。將軍義澄奉行人は飯尾元行(大和守)、と松田頼興(豊前守)。山城守護は大内義興(左京大夫)。
- ③ 永正七年「能州加茂庄之事」義元安堵状；【能州加茂庄】；能登国羽咋郡賀茂庄、同国田数帳に三十町とある(本釈注4頁、須磨氏神領総括表)。当時の能登守護は畠山義元(修理大夫)。清茂注の今川義元は誤。
- ④ 永正七年長逸「賀茂領四郷名主・百姓中宛」通達状；【折紙】；料紙を半折にした公用の略式通達状。平安時代に始まり室町時代に盛行した。宛名に名主・百姓中とあるように下克上が進んで庄官が抜けている。【南北小野郷】；小野郷が境内諸郷として未だ残っていたことを示す。北小野は上高野・大原、南小野は一乗寺、修学院辺り。【長逸】；長逸(日向守)、政成(下野守)、石成友通(主税助の三人を三好三人衆といい、三好長慶の部下)。永禄七年幼主足利義継を立てて実権を握ったが、信長に制圧された。三好氏は南朝に阿波守護となつた信濃守護小笠原貞清の子孫で阿波の豪族、室町時代の阿波守護の細川氏に対抗したがのちに臣属した。主人の長慶は細川晴元の配下で山城守護代として実権を振るった。
- ⑤ 永正八年「賀茂社領境内所々散在之事」安堵状；【賀茂社領境内所々散在】；この書状だけで場所の特定は難しいが、元境内六郷をはじめ久世・綴喜両郡などの旧社領の地が徐々に一円支配がなくなり他領の中に飛び地の状態で残っていたもののこと。これらは年貢・公用の取立てが難しく本家の社務から「氏人中」に請出される傾向にあった。宛名の【賀茂氏人中】はその反映であろう。【政元下知之旨】；細川政元、文明十八年(1486)から明応三年(1494)まで五代に亘り室町幕府管領を務めた。社領安堵の將軍下知状を発していたのであろう。【澄元】；細川。阿波守護義晴の子。永正四年政元の養子として家督に定められて上洛、政元を暗殺した香西元長を討滅するも、永正五年細川高国を擁する管領被官に追われて阿波へ戻った。従ってこの書状を永正八年のものとする清茂の考注は疑わしい。永

正 17 年に一時山城守護であったが、この頃のものか。

10) そのた戦国時代地方発行の文書四通：【戦国時代】；従来の通説は応仁の乱の始まった応仁元年(1467)を始期に終期は永禄十一年(1568)の織田信長上洛までの約 100 年としていた。

最近は、明応二年(1493)、細川政元による將軍義稙の廃絶と義澄の擁立と北條早雲による堀越公方の追放を以って始期とし終期は永禄十一年(1568)の信長の上洛、あるいは幕府滅亡の天正元年(1573)とする説が出ている。

下克上と戦乱の時代で地侍や商人が台頭し、全国統一政権は不在で、戦国大名が領国經營を展開し、また一揆の時代でもある。中世荘園の没落期で、在地領主制が進んだ、近代の村町制の始期と位置付ける考え方提起されている。従って安堵状も戦国大名が諸々の様式で発給し、宛名も在地の実権者となる。前記 3)～8)迄は形式上室町幕府諸職の文書様式を保ってきたが 9)以降はそれが崩れていく。いずれにせよ支配者の武将の交代とともに失効する実効性の希薄な文書群である。

以下の永正十年から永正十七年の四通は何れも上級の荘官ではない在地の新たな実力者が賀茂社宛に発した文書である。

①②永正十年(1514)十月廿八日、同十二月廿六日付真久判「倭文庄御公用錢之儀」書状；

【倭文庄】；当庄については須磨千穎氏に個別研究がありこの文献の前後の事情が解明されているので詳しくはそれを参考のこと須磨千穎「賀茂別雷神社領美作國河内・倭文庄」(同氏著、莊園の在地構造と經營く吉川弘文館'05・3)所収)。所在は岡山県久米郡久米町南部の桑上、桑下の部落一帯の地域。桑上の大宮社は賀茂神を勧請。寿永三年の頼朝安堵状が初見。成立は寛治の寄進とされるが疑わしい。関係文書は戦国期に集中。

氏久以来社務領で歴代社務が伝領している。しかし、氏人物中も進退に関与した形跡がある。【真久】；太河原彈正左衛門の苗字と官途を名乗っている。彼は守護赤松氏の被官で美作の土豪。延徳二年賀茂社が小倉小四郎に替えて代官に補任した五十五貫文のうち五百匹を補任御札と書いている。倭文庄に対しては自身の代官の【中与三左衛門】を通じて支配を行い、賀茂社から下向する収納使との折衝に当たらせていた。小四郎、真久の両名ともに赤松氏の被官で、これは賀茂社の公用錢収納公事に同じ。年貢以外の課役・夫役で錢納もあったが、赤松氏の領国支配の安定に依存していることを意味し、記録には公用錢の収納状況が赤松氏の領国支配の安定と強く関連していることがあらわれている。【公用錢】；前注参照。京着五十五貫文とあるように、永正二年から永禄 8 年までの記録によると欠失もあるが年々 10～100 貫文が恒常に上納されている。一貫は 1000 匄(文)。10 文が 1 錢(疋)。なお、賀茂社の古文書調査で検出された諸国荘園の公用錢算用状は 4200 通余に上り今後の研究が待たれる宇野後地論文。

【山本殿】；賀茂社から下向する収納使の一人。【涯分】；自分の力の及ぶ精一杯。【京着】；京都に着くこと。普通収納額から運上費も引かれるが、京着はこれらを引いた正味。賀茂社は公用錢の先物を質入して用足を賄っているので京着分から返済に充当した分の残りが実収。なお、当庄の収納はこの永正十年を境に半減する。荘園秩序の象徴の職の体系が急速に崩壊し賀茂社の経済は窮乏の一途を辿ってゆく。【御札】；収納使山本某が携行した真久宛の賀茂社務の書状。【五千疋】；十月の書状で五十五貫文と上申したものが十二月このようになった。五千疋は五十貫文。この

内三千疋だけが割符で渡され、残り二千疋は上使と代官が申し合せた上、詳細を上司が帰って報告するとあっておそらく即納では無かったのであろう。【割符】；14・5世紀、隔地間取引に用いた金銭の預り証。遠隔地からの年貢運上のほか、一般商取引にも使用され、割符屋という商人もいた。多くが額面十貫文単位で貨幣並に機能した。

③ 永正十年金津庄百姓中より山本与五郎宛言上書；【山本与五郎】；賀茂社収納使の名。前記真久書状に見える山本殿と同一人であろう。【委細之段猶以て御代官より御申し有るべく候】；金津庄の公用錢の収納は代官請となっていた模様で本来なら百姓中からでなく代官からの書状があるのが相当であるが百姓中の直状で代官は委細説明という逆転した形である。この意味は未詳であるが、あるいは職の体系の逆転か、あるいは代官はおそらく武家の被官でもあり、複数の領主の公用錢按分で微妙な立場にあったかであろう。【御代官】；永正年間に近い年代の代官として親景(姓不詳)が当庄文書に現れる〔馬場家文書「親景書状」(宇野日出雄・馬場家文書所収の金津庄、土田庄関係史料について)〕。公用錢年貢方式の莊園管理体制では公用高は代官が莊民から徴収する年貢高総額に比べてはるかに少額となる場合が多いが、当庄は直務支配の再編が行なわれて多少のは正がはかられたともいわれる〔宇野前掲論文〕。【此等の趣御意を得るあらばご披露肝要に候】；上使が同意ならば此等の趣(代官の委細説明内容)を(百姓中にも)説明するようにと、訴えている。

④ 永正十七年讃岐萬濃池之内に就いての代官(栗野孫三郎)景昌書状；【萬濃池の内競望申すにつき御補任成しだされ候畏まつて存じ候】；代官補任の礼と代官請高の約定書である。

【競望】；争って望む意と、強く希望する意があるがここは後者の意。【萬(満トモ)濃池の内】；讃岐国多度郡の賀茂社莊園の名〔須磨前掲論文〕。【万一無沙汰申し候はば、彼の代官職の儀御改替あるべく候。そのとき一言の子細申すべからず候】；現代の念書差し入れに通じる一條。代官請はそれだけ魅力のある職であったのだろう。【子細】；異議を差し挟むこと。

11) 永正17年(1520)から永禄11年(1568)戦国諸武将発給安堵・禁制等書状廿通；
①永正十七年右京大夫下知禁制「賀茂社領境内六郷並散在」；【右京代夫源朝臣花押】；細川高国、当時山城国守護。翌年より大永五年(1525)まで管領。ここでも【境内六郷所々散在】の名称が用いられる。禁制第三条【先規守護使不入の知処として半済相懸く事】；先規として守護不入、したがって半済禁止を安堵している。守護が守護不入を安堵したり半済を禁制するのは本来矛盾。管領の職権の筈。【仍下知如件】；室町幕府管領施行状の書式に準じている。

②(同年)四月之長判書状；【之長】；三好之長、信濃源氏小笠原流、阿波の武将、守護細川氏の被官。守護細川成之に従って応仁の乱に参陣、細川勝元を援護。永正四年細川政元を暗殺し、澄元を養子として細川管領家の家督に擁立。永正十七年等持院の戦いで高国に敗れ処刑される。摂津守護代。本状は上記①を受けた連行状。ただし、高国との関係から大心院殿御成敗に任せと書いている。大心院殿は前出、細川勝元か。【賀茂惣中】；この宛名の惣中は初見。氏人中に同義。ただ、惣中は社務が總代だが、氏人中なら雜掌が対外代表。

③(大永六年<1526>)泉州深日・箱作庄事；【仍執達如件】；連署奉書の様式。事書もあり、実名、署判の形式ながら奉行人は一人で異例。ただし奉書を引用しているので施行/遵守状

と同等【元兼】；奉行人の一人だろうが未詳。飯尾弥六(諱未詳文明17<1485>以降在任)カ。

あるいは和泉半国守護細川某の可能性もある【和泉守護の細川氏は「くもん」諱に元を帯びている】【公文】；年貢徵収役の莊官。本件は両庄の莊官の下克上の事例。【当社正祝殿】；両庄は正祝・林家の相伝とされていた。

④⑤⑥大永七・八年「賀茂社領境内所々散在事」、「賀茂境内並所々散在」賢治、孫四郎連署・沙彌署判・筑前守署判制札三通；前例に同じ。連署二名は細川高国被官。沙彌は長慶の父三好元長か。

⑦(享禄二年<1529>)「賀茂社境内六郷河上郷、大宮郷、小山郷、中村郷、岡本郷散在(櫻原野:二瀬:幡枝在之)、小野郷南北散在等事」施行状；【事書の六郷名】；六郷を河上郷から左回りに書く書き方は正規の表記法。河上郷が四郷の中の賀茂郷で最初に来る。大宮・小山郷は大野郷が、中村・岡本郷は錦部郷がそれぞれ二分割されて成立した。これによって櫻原、二瀬、幡枝が散在として岡本郷に付され、小野郷は南北にわかつて散田化していたことが分る。【小山郷違乱の族やからこれあり云々】；と小山郷の族という一部の違乱を例示して【先々のごとく厳密に社家雜掌に沙汰渡すべき由】と境内六郷全体の安堵を沙汰した。【社家雜掌】；惣中を代表して公武と交渉する二名の社役人。【宛所】；は時代の通例で当所名主・沙汰人となっている。制札の変形である。【堯連・長俊】連署の両名は未詳。

⑧享禄四年「山城国賀茂社領境内所々散在地等事」；【萬松院】；12代將軍足利義晴、法号萬松院暉山道照。日下の署判で考定したと察する。【宛所；氏人中】；は將軍の書状として異例、賀茂神主館とあるべきもの。將軍御内書と称される幕府末期の書状で当初は私的な内容に限定されたが末期の將軍のは政治的なものを含む。【弥領掌】；領掌は領承に同じ。諒承。

⑨⑩⑪⑫⑬天文十年(1541)・同十五年制札五通；大同小異の制札。【當手軍勢⑨】；味方の軍勢。【相懸矢錢兵糧米⑨】；矢錢は戦国武将が一般民に課す軍用金。【右京亮⑨判】；細川晴元との説、妥当。阿波生まれ、澄元の子、三好元長に奉じられて入京したが後違和、近江に没落。管領に就いた記録不明。官途も未詳。【文段同前⑩】；前文と同じとの意。【元房⑩】；薬師寺与一。事歴未詳。【河内守⑪】；遊佐長教、事暦未詳。【源署判⑫】；人名未詳。【玄番頭⑬】；人名未詳。

⑭天文十六年(1547)「城州奈嶋郷事」連署施行状；競馬料の一つである奈嶋郷(現城陽市奈嶋・賀茂神社あり)が非分の族に競望されていることを退ける旨の施行状。賀茂社祝宛に付き当郷も正祝相伝カ。文書は官途判奥下書きで被仰下也、仍執達如件があるので奉行人奉書様式。連署の左衛門尉は飯尾忠房、飯尾為時、松田秀以のうちの何れか、対馬守は松田盛秀。両名とも幕府奉行人。

⑮⑯⑰⑱⑲天文十六年より永禄四年までの制札五通；殆どの内容が前例と同じ。前記の通り有力な学説はこの次の永禄十一年を以って戦国時代から安土桃山時代(織豊時代)に入る、とするが翌年の制札にも大きな変化はない。

4 安土桃山時代(織豊時代)

注進雜記掲出の安堵状は永禄四年(1561)7月28日付の右近大夫・右兵衛尉連署の書状をも

って將軍足利義輝の代が終わる。最後の將軍義昭は織田信長に擁立されて実權なく、永祿11年(1568)9月26日、信長が義昭を奉じ入洛した時を以って室町時代が実質的に終り織豊時代に移行したと見なされる義輝の次の義宗は2月6日将軍宣下、同年9月30日薨去。。織豊時代は莊園対策に関する限り信長が概ね前代の伝統に従っているのに対し、秀吉の時代は検地の実施、石高制への移行に見られる政治経済体制の変革が見られ、中世の終焉と近世の開始へと時代が大きく転換する。

1) 織豊政権前期:永祿十一年九月より天正十年(1582)六月七日付明智光秀制札迄の十三通

①永祿十一年九月日彈正忠『朱印状』;文言は天文十五年<1546>九月日付遊佐河内守禁制三ヶ条に陣取、放火付け、非分課役の事云々の三ヶ条が追加された。彈正忠[三等官];織田家歴代当主の名乗った官途名、律令制の下級官職のうち重要とされる外記、史、民部・式部丞、左右衛門尉などと並ぶ顯官。この彈正忠は織田信長。前代以来の署判に代えて朱印を用いた。朱印は、室町後期以降戦国大名や江戸時代の將軍家が花押に代えて多用した。

②同年同月付、右馬助三善某、前信濃守神宿禰某署判文書;この兩人は室町幕府奉行人。右馬助三善某は飯尾貞通(奉行人〔永祿五年<1562~天正7年1579>在任・大和守〕)、神宿禰は諫方晴長(奉行人〔天文4年<1536>~元亀2年<1571>在任〕・信濃守・兼諫訪上社大祝)。將軍の家臣の信長の発した朱印状に幕府奉行人が施行状を発するのは形式上は矛盾。信長の權威を追認か。寄宿事、非分課役付、刈取作毛の三力条を追加。

③永祿十二年七月加賀国金津庄事安堵状;國錯乱;國の秩序が乱れていますこと。無沙汰(沙汰なし)年貢、課役の未納の事。太不可然(はなはだ然るべからず)。為直務全領知(直務として領知を全うし)荘官の手を経ず本家・領家が直接知行すること。所被仰下也、依執達如件と幕府奉行人奉書の形式を踏んでいるが、果たして將軍義昭の意志であろうか(この時点では義昭と信長は不和ではなかったが後に奉書の発給には信長の添書が必要となる)。この安堵状は所詮静謐之上者(結果として落ち着くところ世の中が収まった上は)の条件付の空証文。右馬助、前信濃守連署の幕府奉行人奉書。宛処は賀茂社雜掌(一社総代で公武と交渉する役)。

④⑤元亀元年(1570)9月、10月付朝倉義景・浅井長政制札;例の通りの当手軍勢に対する禁制。この年は反信長勢力の活動が顕在化した。1月末、將軍義昭と信長が不和となり信長の添状のない御内書の発給を禁ずる。4/20、信長・家康、朝倉義景を越前に攻めるも4/30浅井長政の加担で京都へ敗走。6/28 信長・家康、姉川合戦で浅井・朝倉連合軍を破る。その後、浅井・朝倉勢に石山本願寺、一向一揆、三好三人衆、近江半国守護六角承偵が呼応。9/23 義昭・信長・家康、浅井・朝倉連合軍と比叡山に對峙。10/4 山城西岡衆一揆、徳政と包囲網が築かれる。この禁制はこの状況の下で出された。京都の実支配は無いものの浅井・朝倉勢が賀茂社の取込みを画策したのであろう。実効性は無い。

結局年末12/14、信長は浅井・朝倉勢と正親町天皇の勅命と將軍義昭の斡旋で和睦[六角承偵とは]11月に和睦。

⑥⑦⑧元亀二年(1571)七、八月、天正元年(1573)十一月、「貴布禰山儀、百姓新儀申構事」、幕府奉行人、信長奉行裁定状;この「市原野百姓による新儀構」とは⑥從来賀茂社領とされていた貴布禰谷山南限梶取明神の土地を永祿六年以來、市原野の百姓が新儀を構え(新規の事柄を企み)りふくりうて掠領(不法に占拠)し続けていることを指す。調査の結果賀茂社領である事が明白

なので領主として領知を全うすべしとの裁定状。三問答；三問三答を云う。中世の民事裁判上訴人(原告)と論人(被告)が裁判所を通じて訴状と陳情(答弁書)を交換するが、これを三度迄繰返すことが認められた。決着しない時は訴人を呼び出して尋問する(引付け問答)。猶為御糾明淵底；(なお淵底御糾明のために；さらに物事の真相を解明するために)。不寄本役未進之有無；(本役未進の有無に寄せず；本役(課役)の未進(未納)の有無に関連することなく)。各致評判言上之条(各々に評定を申し渡すので)。右馬助；飯尾貞通、前加賀守；飯尾盛就、共に幕府奉行人。本状は幕府奉行人奉書。

⑦同年八月丹羽長秀発給賀茂雜掌宛書状；前記⑥の奉書を受けての信長奉行人丹羽長秀の施行状。社家理運；社家の勝訴。丹羽長秀(1535～1585)、信長の側近武将。秀吉にも属す。
⑧⑨天正元年(1573)十一月羽柴秀吉発給書状；⑧は⑥⑦の再確認。この年、將軍義昭模島城で信長に降伏し河内若江に退き(7月)、8月朝倉・浅井を攻略、自刃)、武田信玄も戦陣に病没(4月)。本願寺顕如信長と和睦(11月)。信長の天下布武体勢が固まる。羽柴秀吉(1537～1598)、豊臣秀吉。この年丹羽長秀と柴田勝家にあやかり木下を改め羽柴を名乗った。筑前守の受領名もこの頃から。九月浅井氏滅亡のあと江北に大名として封じられ今浜(現名長浜)に築城した。その前は信長入京以後丹羽長秀と共に奉行衆として京都周辺の政務に当る。
⑩は能登、加賀両国の賀茂社領について前田利長(利家嫡男)の二ヶ国領知にあたり「如先々可被相渡候(先々のごとく相渡さるべく候)」と社領の安堵を求める内容。羽咋郡内五ヶ村は同国土田庄(田数十六町七段六歩)・賀茂庄(田数三十町)・桃浦等(須磨千頃氏前記莊園總括表の通り)。ただしこの文書には疑問点が多い。宛名の前田又左衛門殿宿所、清茂頭注に利長とあるのはおそらくその父利家(同じく又左衛門を名乗る)の誤りと思われる。利長が父利家の旧知3万三千石をうけて越前府中の城将となったのは天正9年8月のこと。当時は未だ10歳に過ぎない。利家が能登一国を与えられて七尾城主となったのも天正9年(1581)8月のことで頭注の天正元年は年が合わない。当時は赤裳衣衆の一人であるいは一向一揆の戦いに北陸の陣中にあったかもしれないが、能登・加賀は上杉謙信の勢力圏であった。天正9年には秀吉は毛利攻めで因幡陣中にあってこの文書を出せる状況にない。

⑪天正元年・同2年12月付「賀茂寺社領境内六郷並所々散在之事」織田信長朱印状・同奉行衆安堵状；境内六郷並所々散在は先例の通り。「賀茂寺社領」は初見。正しくは寺社領ではあるが。⑪は⑩の信長朱印状を受け、これに明智光秀と村井正勝が奉行衆として連署した室町幕府奉行奉書に倣った施行状(頭注には添折紙とある)。宛処が社司や賀茂社雜掌など賀茂社に替わって懇中となっている。

⑫年不詳十月日付信良発給水用捨書状；神領の安堵でなく、水の用達を免じる旨の書状。これにより賀茂社が主水司以来の伝統の水利権によって軍勢にも支配下の流水からの水を供給していたことが知られる。別而入精候事；とりわけ精を入れ候(心を込めて)貰っていること。用捨すべく；免じる。機遣；気配り。波々伯部清六；未詳、足利義政の連衆に波々伯部盛郷、細川藤孝に弓術の印可を免じた同貞弘がある。波々伯部氏は丹波国多紀郡波々伯部保出身の土豪。信良判：信長の実弟三十郎信包が上州の名家長野氏の名跡を継いで長

野上野介信良と名乗った(後の大溝藩主分部氏はその被官。信良の子孫は織田氏に復姓して歴代丹波柏原城主)。宛処は賀茂氏人衆中(氏人中に同じ、水利権は氏人中の管轄力)。

⑬天正十年六月七日付明智光秀制札；制札の内容は前例を踏襲。上賀茂、貴布禰と初めて近世の呼称が現れる。天正 10 年 6 月 7 日；6 月 2 日光秀は本能寺に信長を、二条城に信忠を襲って自殺せしめたが、十三日には山崎で秀吉に破れ、農民に殺された。制札はこの間の発給。これをもって織豊前代を終わる。

2) 織豊政権後期・天正 10 年 10 月から同 13 年 1 月 11 日までの制札等八通

豊臣秀吉自身又は配下の武将の発給にかかる制札で内容は前代同等のもの。

① 天正十年十月日付三七郎署判制札；先例に同じ。三七郎は信長三男織田信孝(1558~83)。神戸信孝。秀吉と共に光秀を討った。秀吉が信長後嗣に三法師(信忠嫡子秀信)を立てたのに反対し柴田勝家と組んで対抗したが、天正 11 年 5 月 2 日勝家の敗死を聞いて尾張野間で自刃。

② 天正 11 年 3 月 27 日付家次判「賀茂社領境内六郷並所々散在等之事」安堵状；先例に準じて安堵する旨の内容を述べている。「従先規三社領之内為守護使不入度々御下知殊被對御朱印上者(先規により三社領の内守護使不入として度々御下知殊に御朱印に対せらる上は)」と歴代の下知や朱印を吟味の結果先規を尊重するとの文言を入れている。三社領；頭注通り。家次；杉原家次[信長の家臣、のち秀吉配下の大名。天正十年近江坂本城主、天正十一年丹波福知山城主、同十三年播磨三木城主杉原氏は秀吉正室寧吉・高台院の実家]秀吉は 3/17 以降近江賤ヶ岳で柴田勝家と対峙中。文中敬語は秀吉に対するもの。家次が京都留守役だったか。

③④⑤天正 11 年 11 月 22 日付羽柴秀吉署判社領安堵状二通；③が境内六郷等を対象に、④は諸国社領に対するもの。文面は杉原家次発給のものとほぼ同一。⑤は上記秀吉折紙を受けての奉行前田玄以[1539~1602。豊臣政権の奉行。天正 11 織田信雄から京都奉行職に任じられ 1600 年の間が原役まで引き続き豊臣政権の京都所司代。]の施行状。秀吉は 4/24 日柴田勝家を北の庄に自刃させ、4/25 加賀に入り北陸を平定前田利家・佐々成政を服属、5/2 信孝を自刃せしめ 6/2 大坂城に入城。8/1 諸將に所領を分与した。安堵状はこの流れの一つ。

⑥⑦⑧前田玄以、羽柴秀吉天正 12・13 年安堵状；⑥は前年六郷並所々散在を安堵したが南小野郷について再度安堵した。不徹底だったのだろう。南小野郷一乗寺四ヶ村の内六十七石九斗六升と具体的に石高を記載している。⑦は社領竹木剪採の禁制で秀吉の署判。⑧は境内寄宿[軍勢の宿陣を張ること]の禁制。日付壬正月は天正 10 年(壬午)のものではないか。河並普請衆；賀茂堤の付替えなどが大規模に行なわれた証(前年 5 月賀茂川洪水四条大橋流失)。

5 太閤検地と石高制。朱印状

豊臣秀吉の行なった所謂太閤検地と石高制の導入(と刀狩)は中世的莊園制を崩壊せしめ兵農分離とともに近世封建制秩序の根幹を築き上げる画期的な政策である。徳川幕府もこれを踏襲した。

1) 【太閤検地と石高制】；豊臣政権の全過程を通じて全国的規模で実施された検地。秀吉主宰の検地は山崎合戦後の天正 10 年 7 月 8 日山城国検地(指出)に始まる。直接の目的は村毎の検地帳の作制。

検地帳；村内を田畠屋敷の地目に分け一筆ごとに字地・等級・面積・石高・名請人を登録し、それらを集計して末尾に村の石高を載せた。

度量衡の単位；一間=6 尺 3 寸。一步=1 間四方。一畝=30 歩。一反=10 畝。一町=10 反。

石高；公定の京升で石高の容積を統一し、村位と耕地の等級によって予め設定した斗代(見積反収)に面積を乗じて算出。町場の石高は商業利得も勘案し、山野河川にも適用。また用益の代償として小物成も決定。

村の法人化と名請人；この検地帳によって村が実体化し法人格を取得し、年貢納入主体として自治権を獲得した。名請人は検地帳登録によって百姓身分を取得し、耕地権を保証されると同時に年貢・夫役義務を負担した。

一地一作人制と領主権；以上で成立した制度は一地一作人制と呼ぶ。これによって一片の耕地に複数の権利が重層する従来の関係は整理された。上位の百姓の中間搾取も否定。領主階級は検地の結果本領を否定され、これに代えて、検地で示された石高で明示される領知・知行所を秀吉、將軍、大名から宛行れ石高に応じた軍役を負担する存在の一種の給料取得者となった。

2) 天正 19 年 (1591) 9 月 13 日上賀茂社家中宛豊臣秀吉朱印状

この朱印状の知行石高が以後明治 4 年 (1871) 1 月の社領上知まで 280 年に及ぶ賀茂社財政の基盤となつた。朱印状に先立ち天正十七年に検地が実施されその結果を踏まえている。

【知行石高】①上賀茂内 2,537 石 4 斗

②西賀茂内 34 石 6 斗

③石高合計 2,572 石

かくて、山城国膝下と全国に膨大な神領を保有した賀茂社の中世権門の姿は失せ上賀茂村一村落の知行主となつた〔地方の加茂社で本社とは別に朱印料を宛がわれた所〕。また郡郷制の呼び名に代わって「上賀茂」、「西賀茂」などの村落名が用いられる。当然そこには検地帳に記載される上賀茂村、西賀茂村という新たな村落領域が再編されて成立している。この旧郷村別の内訳については後の文に記されている。①上賀茂の本知残分とは旧境内六郷の本領の残り、及び同本知から土居構築に伴う減知分を差し引いたものという意味。年貢収納高の激減にあわせて神社並びに氏人中の体制も大きな変革が必要となる。②は上賀茂の土居内に編入された減知分の換高としている。(なお、土居の築造は同年閏正月。前年から洛中町割りに着手している)。

【遣之訖、可全社納】; 之を遣はし終わんぬ石高は秀吉から知行として遣わすと定め、神社のもとの領主権を否定している。社納全うすべく候。全石高は社納して宜しい、との趣旨。

【上賀茂社家中宛】; 上賀茂社家中という社司と氏人中を包括した知行主とされた。ただ、一地一作人制など百姓の名請人としての権利義務の自立は貫徹されず、往来田や氏人の中世的惣の内部制度は温存されている。

これより先、天正 13 (1585) 年 7 月 17 日秀吉は近衛前久の猶子として藤原朝臣を名乗り関白に叙せられた。追って 9 月 9 日、豊臣朝臣を賜姓された。

6 徳川幕府の時代

徳川幕府の時代も一部に見直しや保護政策がとられたが基本的には豊臣政権の敷いた路線

は変わらずそのままそれを踏襲している。

1) 慶長五年九月十六日付徳川家康朱印外七通制札外

①慶長五年(1600)九月十六日付徳川家康朱印制札；禁制の内容は甲乙人等濫妨浪籍、放火、田畠作毛刈取附竹木剪取、の三ヶ条で前代のものと何等変りはない。この制札は発給者と日付に意義がある。九月十六日は家康らの東軍が関ヶ原に西軍を破った翌日に当る。実質上天下を掌握した証に発給したのであろう。作毛^{さくげ}稻麦などの田畠の収穫。

②慶長十九年(1614)板倉伊賀守黒印制札；第三条に、百姓等に対して非分申懸く事という新規の条項があらわれる。黒印状；は室町、江戸時代大名が発給した押印状。朱印より格が落ちる。慶長19年10月；10月一日、家康が大坂征討を命じた。これは京都所司代が軍勢の乱暴等を防ぐ目的で発したものであろう。京都所司代：朝廷・公家の事を司り、京都、伏見、奈良奉行を監視、近畿の訴訟を管掌、社寺も管轄。老中に次ぐ江戸幕府の重職。京都に常置、一人。

③④翌二十年の黒印状で山林竹木伐採を追加。④貴布禰境内の分は山林竹木に柴が加わっている。徐々に貴布禰が上賀茂境内とは独立して管理され始めている。⑦ほぼ同一の制札が明暦二年(1656)にも当時の所司代牧野親成名で出されている、今回は柴も含まれる。

⑤年代不明九月朔日付板倉勝重、上賀茂惣中宛 達し文；「洪水で崩れた馬場の石を猥に取り散らかしているらしいがもっての外で止めさせよ」と細々としたことまで通達している。中世には惣中のことは外部は容喙しなかったが所司代の管轄が惣中にまで及んできた。世の中が平和になったことの徵し。

⑥元和八年八月周防守上賀茂宛御定書三ヶ条；【定】は御定書のことと江戸時代の法令一般の称。なお、宛書は慶長十九年の所司代制札以降題下に書かれが、今までの奥上より格下の扱い。ただしこれが公文書本来の書式。これも賀茂社の中世権門からの没落の象徴。この御定書は賀茂社一社でなく広く所司代管下山城国中に同文が出されたのであろう。

【第一条】；百姓の越訴、強訴の禁。親子、兄弟、庄屋、年寄に限った。庄屋は江戸時代代官の下で年貢の取立て、農業技術の指導にあたった村の旧家。関東では名主。年寄；庄屋、組頭を交代で務める家柄の百姓。

【第二条】；山林、竹木の無断伐採の禁。見相^{みあい}；発見すること、現行犯。見隠^{みかくし}；見てみぬ振り。肝煎^{かんせん}；庄屋、名主など。曲事^{きずごと}；法に背いた行為、及びそれに対する処分。

【第三条】；郷村水論の掟。田の渴水の訴えは受け付けない。ただし新たな用水の(必要・敷設)は奉行所扱い。

2) 天正十七年秀吉公御代御検地以来云々

以上、豊臣秀吉の朱印状以来の証文を総括する注進本文。朱印惣高2,572石の内訳を示す。

- ① 本郷 1,604石5斗余
- ② 小山郷 561石4斗余
- ③ 中村郷 371石4斗
- ④ 西賀茂河上郷 34石4斗

以上「天正御検地の時境内六郷過半減省し訖んぬ」とあるように本郷(河上郷の賀茂川左岸と岡本郷)、小山、河上郷の一部(賀茂川右岸の西賀茂の一部)のほかは、旧大宮郷、大野郷、小野郷の全てと中村郷南、河上郷の大半が外れている。

「然りと雖も御神事、祭礼、御修理等、古代のごとく今にこれを勤行す。御代々御朱印頂戴仕り来たり候」と結んでいる。なお、朱印状は代替わりの都度返却し新規に下渡される。

3) 御当代御朱印

①寛文五年七月十一日上賀茂社家中宛石高及び境内竹木諸役免除；歴代の朱印状を再確認している。寛文四年の幕府評定所による貴布補・賀茂裁許状(第七社家掲載)に続いての下知である。御当代；四代將軍徳川家綱。

② 別朱印之輩

イ) 岡本宮内少輔	保可(神主)	高 110 石 8 斗余	上賀茂・西賀茂内
ロ) 松下民部大輔	順久(補宜)	高 41 石	16 石西賀茂内・25 石丹波船井郡観音寺村
ハ) 林主馬首	重豊(祝)	高 20 石	丹波青戸村並土埴村内
二) 森右京權大夫	維久(權補宜)	高 25 石	丹波土埴村内
ホ) 鳥居大路大膳大夫順平(片岡補宜)	高 30 石		播磨室津内
ヘ) 岡本下野	氏寅	合高 38 石	西賀茂河上郷内
中大路甚助	氏也		

以上別朱印拝領分 合計高 265 石 8 斗余 (鳥居大路家の家光朱印状以外は秀吉以来の朱印)。

注 1) 観音寺村/青戸村(船井郡富本村の大字(現八木町))。土埴村(船井郡西本梅村字埴生(現園部町西本梅字埴生))。西賀茂河上郷(西賀茂川上町)。

注 2) 別朱印領の由来については「本来造営・神供・競馬料として神社を本家とする神領で社司が職料として預かり社務交替のときは預かり所も交替する慣わしが、室町末期の混乱時に守護地頭に頼ってその推挙で少分の所領を収納し恰も私領の様相を呈したがこれを室町幕府に巧言をもって私領と認知せしめたもの。これが先規によるとして別朱印となり、寛文の社中和睦時にも引継がれた。一社に返還すべし」と述べている(南柯記)。京都府船井郡誌には上賀茂社領とのみ。

注 3) 氏寅;正五位下々野守(氏仙一男、延宝四卒 62)氏也;從五位下(氏寅弟、寛文六年卒 47)。祖父氏郷は、一品式部卿智仁親王が関白秀吉の猶子として八条殿と称された時その諸大夫として仕え下野守を称した。拝領地は中大路甚助(清為)と兄弟の父氏仙が秀吉より丹波新庄の替地として賜った。新庄の地は神社の灯明料として頼朝以来相伝という(ただし社領総括表には見えず)。中大路甚助も八条宮に仕え、命により西軍包囲下の丹後田辺に赴き細川幽斎の自刃を止め古今伝授の亡失を救った。子孫は代々甚助を名乗る。氏寅、氏也は兄弟、氏也が中大路甚助を継ぐ。

③惣石高 2,837 石 8 斗余(①+②);延宝 8 年 3 月 22 日現在の石高を掲出し注進を結んでいる。

4) 奥書 延宝九年辛酉八月吉辰

所謂現在の編集後記。編集に従事したのは神主保可、権補宜維久、執筆季通、月奉行 [社司、評定の月当番名]・六役 [沙汰人 3、雜役 2]。「尤も後年に至るも禁河たるべし」(秘伝とする)、としている。

(賀茂注進雜記釈注初稿了 于時平成十七年十二月二十三日 藤木文雄)